

令和8年3月策定

五所川原市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

青森県五所川原市

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき、地域の持続的発展の基本方針に関する事項等を定めるものである。

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	五所川原市の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要	1
イ	過疎の状況	2
ウ	社会経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	五所川原市の行財政の状況	6
ア	財政の状況	6
イ	行政の状況	7
ウ	主要公共施設等の整備状況	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
ア	これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題	8
イ	地域の将来像とその実現のための基本的な施策	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1)	現況と課題	16
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
3	産業の振興	19
(1)	現況と課題	19
(2)	その対策	24
(3)	計画	27
(4)	産業振興促進事項	28
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	28
4	地域における情報化	29
(1)	現況と課題	29
(2)	その対策	29
(3)	計画	29
5	交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1)	現況と課題	31
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	34
6	生活環境の整備	35
(1)	現況と課題	35

(2) その対策.....	38
(3) 計画.....	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	41
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	42
(1) 現況と課題.....	42
(2) その対策.....	45
(3) 計画.....	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	47
8 医療の確保.....	48
(1) 現況と課題.....	48
(2) その対策.....	49
(3) 計画.....	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	50
9 教育の振興.....	51
(1) 現況と課題.....	51
(2) その対策.....	52
(3) 計画.....	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	54
10 集落の整備.....	56
(1) 現況と課題.....	56
(2) その対策.....	56
(3) 計画.....	56
11 地域文化の振興等.....	57
(1) 現況と課題.....	57
(2) その対策.....	58
(3) 計画.....	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	59
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	60
(1) 現況と課題.....	60
(2) その対策.....	60
(3) 計画.....	60
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	61

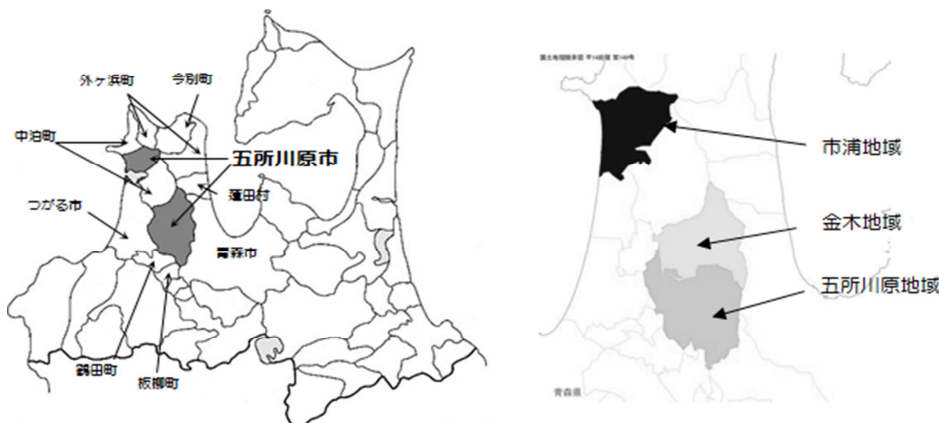
1 基本的な事項

(1) 五所川原市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

【自然的条件】

本市は、津軽平野のほぼ中央に位置する五所川原地域及び金木地域と、北津軽郡中泊町の一部を挟んで津軽半島北西部に位置する市浦地域から構成され、総面積は 404.20 k m²である。



地勢は、五所川原・金木地域は、東側の標高約400～600m級の山々が連なる津軽山地の稜線部から西側へ向かい、山地、丘陵地が続き、更に西側を南北に貫流する岩木川まで平野部が続いている。また、市浦地域は、北側から東側にかけて大部分が山地で、西側は日本海に面し、南側には十三湖を擁している。

気象は、日本海の影響を受ける日本海型気候で、冬は大陸の発達した高気圧の影響で、北西の季節風が強く、日本海上空の湿った大気が内陸部で雪となるため、海岸地帯の積雪は少ないが、五所川原地域は降雪量が特に多く特別豪雪地帯に指定され、北西の季節風による地吹雪現象が冬期間の生活に大きな影響を及ぼしている。

【歴史的条件】

明治 22 年の町村制の施行により、五所川原地域では、五所川原村、栄村、中川村、長橋村、飯詰村、松島村、三好村、七和村、梅沢村が、金木地域では、嘉瀬村、喜良市村、金木村が、市浦地域では、相内村、脇元村、十三村が誕生した。五所川原村は、北津軽郡役所の設置とともに、各種官公庁が置かれ、明治 17 年、西・北津軽郡の両郡を結ぶ乾橋架橋、明治 22 年の大釈迦道（現国道 101 号）開通から交通の要衝として発展し、明治 31 年には町制が敷かれた。

町制施行後、五所川原町は、大正 7 年の陸奥鉄道（現五能線）の開通、昭和 5 年の津軽鉄道の開通により、一層、商都として発展を続け、昭和 28 年町村合併促進法公布を機に合併への動きが活発化し、昭和 29 年 10 月 1 日、北津軽郡五所川原町、栄村、中川村、長橋村、飯詰村、松島村、三好村の 1 町 6 村が合併し、五所川原市が誕生した。翌年の昭和 30 年から昭和 33 年にかけて、嘉瀬村大字毘沙門、金木町大字長富、七和村（大字下石川を除く）、鶴田町大字梅田・中泉、木造町大字小曲を編入した。また、昭和 30 年 3 月 1 日には、北津軽郡金木町、喜良市村、嘉瀬村の 1 町 2 村が合併し、金木町が、同年 3 月 31 日には、北津軽郡相内村、脇元村、西津軽郡十三村の 3 村が合併し、市浦村が誕生した。

五所川原市、金木町及び市浦村の3市町村は、平成16年7月に「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく五所川原地域合併協議会を立ち上げて3市町村の合併について本格的な協議に入り、合併協定項目の調印を経て、平成17年3月28日に現在の五所川原市が誕生した。

【社会的・経済的条件】

本市の就業人口は、令和2年の国勢調査では（表1-1（3）産業別人口の推移参照）、就業人口総数が24,488人となっており、その構成比は、第一次産業13.2%（3,220人）、第二次産業19.6%（4,797人）、第三次産業65.6%（16,071人）、分類不能1.6%（400人）である。昭和55年と令和2年との比較では、総数で23.6%の減少となっており、基幹産業である第一次産業が69.5%（△7,331人）の減少と最も大きく、第二次産業は19.2%（△1,143人）の減少となっている。一方で、第三次産業が3.3%（510人）増加しているなど、中長期的に第一次産業及び第二次産業から第三次産業への就業人口の移行が進んでいる。

交通体系は、国道339号が市域を南北に縦断し、国道101号が東西に横断している。また、平成19年12月には青森市浪岡から五所川原北ICまでを結ぶ高規格幹線道路の津軽自動車道浪岡五所川原道路が整備され、平成26年11月には、五所川原北ICからつがる柏ICまでの五所川原西バイパスが供用開始となっている。

イ 過疎の状況

本市の人口は、減少傾向にあり、直近の令和2年の国勢調査では（表1-1（1）年齢別人口の推移参照）、51,415人となり、昭和55年と比べ、25.2%（△17,323人）の減少となっている。

これまでの過疎地域対策では、地域医療の確保を目的とした医師確保対策のほか、産業の振興を図るための基盤整備、道路をはじめとした交通施設整備や生活環境の整備等の様々な過疎対策を進め、一定の成果を上げてきたところだが、人口減少・少子高齢化に歯止めはかかっておらず、引き続き人口減少・少子高齢化社会を見据えた様々な過疎対策が必要となっている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

【産業構造の変化】

本市の基幹産業は、米やりんごを中心とする第一次産業であり、大規模化・法人化・機械化による生産性の高い農業の推進を図ってきたが、一方で担い手や後継者不足、山間部など条件不利地における耕作放棄地などの問題も顕在化している。

第二次産業については、バブル経済崩壊以降、安い労働力を求めて生産拠点を海外へシフトする企業が増えるなど、国内に生産拠点を置く企業の経営環境は年々厳しくなるとともに、地方交付税の削減などによって公共事業が著しく減少したことなどから、就業者人口の減少が続いている。

第三次産業については、第一次産業や第二次産業の低迷から第三次産業へ就業者がシフトしたことや、郊外型大型店舗の進出などによって一定の雇用が確保されたことなどから、就業者人口は増加傾向にあったものの、近年では減少傾向にある。

【地域の経済的な立地特性】

本市の交通体系は、国道339号が市域を南北に縦断し、国道101号が東西に横断するなど、両国道が交差する本市は、古くから交通の要衝として発展してきたところである。

地理的な条件に恵まれた本市においては、本市周辺と周囲の町村を含む独自の商業圏を形成し発展し続けてきた。

平成9年に「ELM（エルム）」が開業し、平成19年12月には津軽自動車道浪岡五所川原道路五所川原ICの供用が開始したことから、「ELM（エルム）」へのアクセスが向上し域外からの消費を見込める商都として発展してきた。

【青森県の基本計画による位置付け】

青森県では、令和5年12月に、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」を策定している。

計画全体に共通する基本理念として「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」を掲げ、2040年の青森県が目指す姿を「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」としている。目指す姿の実現のために「しごと」「健康」「こども」「環境」「交流」「地域社会」「社会資本」の7つの政策テーマを設定しており、6つの圏域ごとに地域別計画を策定し、2040年の目指す姿、特性と課題、今後5年間の取組の基本方針と主な取組を示している（本市の属する西北圏域内市町：五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町）。

【社会経済的発展の方向】

上記のとおり、本市は、青森県西北圏域の交通の要衝として、また、産業の交流地点として発展してきた歴史的背景があることから、その強みを生かしながら、通勤・通学や買い物、文化スポーツ活動といった生活圏内での交流や、ビジネス、商業輸送、観光といった生活圏外からの交流など、様々な目的を持った人々が本市を訪れ、多様な交流活動がなされるまちづくりを推進する。

また、若者が夢と希望を抱くことのできる就業先の確保や快適に暮らすことのできる居住環境の整備、そして、子どもを安心して育てることのできる支援策の充実を図る。

（2）人口及び産業の推移と動向

本市の人口を国勢調査で見ると（表1-1（1）年齢別人口の推移参照）、減少傾向が続いており、昭和55年と令和2年を比較すると0歳から14歳の年少人口が69.5%（△11,053人）の減少と最も大きく、生産年齢人口（15歳～64歳）のうち、15歳から29歳人口が65%（△9,848人）の減少となっている。

一方、65歳以上の老年人口は、増加傾向にあり、昭和55年と令和2年を比較すると170%（11,563人）の増加となっている。

このように少子化が進むことで、年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口割合が増加し続け、人口減少が加速した結果、令和7年には総人口が5万人を下回り、令和42年には総人口21,269人と予測されている（表1-1（2）人口の見通し参照）。

本市の就業人口の推移を見ると（表1-1（3）産業別人口の推移参照）、令和2年の国勢調査では、就業人口総数が24,488人となっており、その構成比は、第一次産業13.2%（3,220人）、第二次産業19.6%（4,797人）、第三次産業65.6%（16,071人）、分類不能1.6%（400人）である。

昭和55年と令和2年との比較では、総数で23.6%の減少となっている。また、基幹産業である第一次産業が69.5%（△7,331人）の減少と最も大きく、第二次産業は19.2%（△1,143人）の減少となっている。一方で、第三次産業が3.3%（510人）増加している。

表 1-1 (1) 年齢別人口の推移

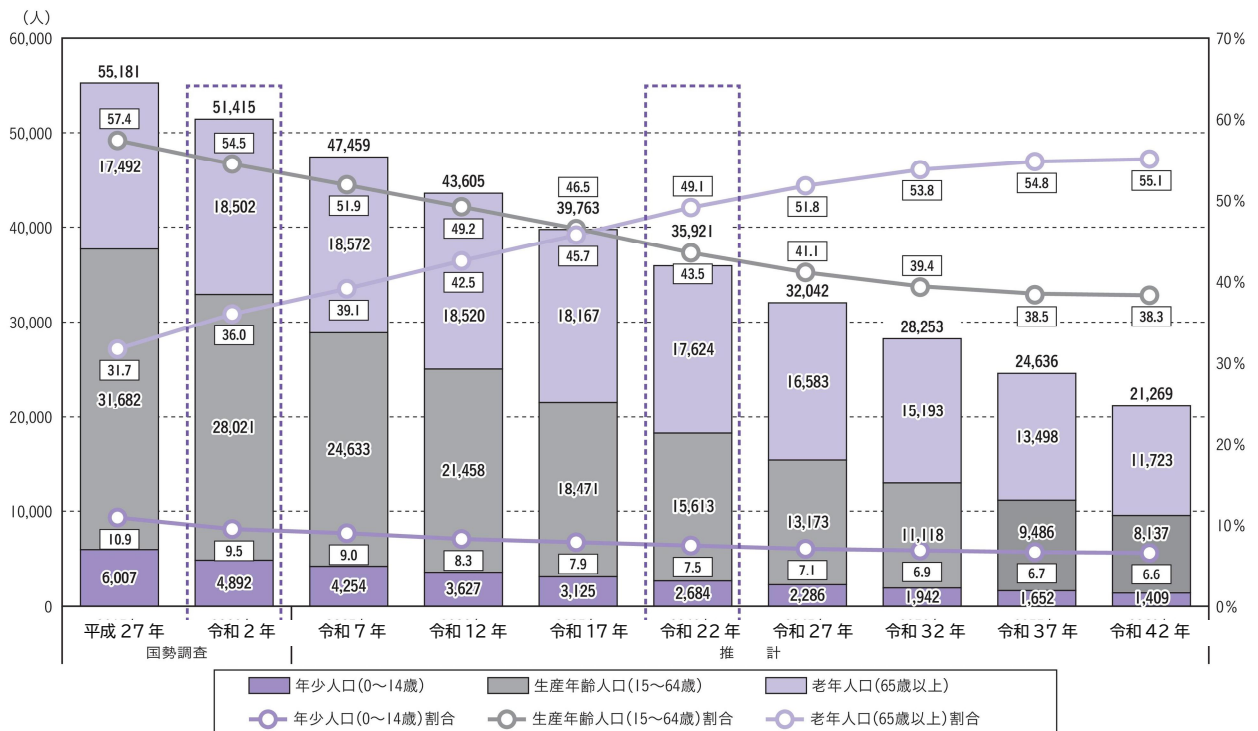
(単位：人、%)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	68,738	63,843	△7.1	62,181	△9.5	55,181	△19.7	51,415	△25.2
0 歳～14 歳	15,905	12,098	△23.9	8,610	△45.9	6,007	△62.2	4,852	△69.5
15 歳～64 歳	46,033	42,729	△7.2	38,014	△17.4	31,606	△31.3	27,798	△39.6
うち 15 歳～29 歳 (a)	15,155	10,970	△27.6	8,699	△42.6	6,368	△58.0	5,307	△65.0
65 歳以上 (b)	6,800	8,984	32.1	15,553	128.7	17,433	156.4	18,363	170.0
年齢不詳	—	32	—	4	—	135	—	402	—
(a) / 総数 若年者比率	22.0	17.2	—	14.0	—	11.5	—	10.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	—	14.1	—	25.0	—	31.6	—	35.7	—

※各年の増減率は、昭和 55 年と比較したものの。

(資料：国勢調査)

表 1-1 (2) 人口の見通し



(資料：国勢調査実績値を踏まえたコーホート要因法による推計値)

表 1-1 (3) 産業別人口の推移

(単位：人、%)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	32,052	29,916	△6.7	27,868	△13.1	26,206	△18.2	24,488	△23.6
第一次産業 就業人口	10,551	8,265	△21.7	4,596	△56.4	3,704	△64.9	3,220	△69.5
第二次産業 就業人口	5,940	6,661	12.1	6,196	4.3	5,157	△13.2	4,797	△19.2
第三次産業 就業人口	15,561	14,969	△3.8	16,922	8.7	16,512	6.1	16,071	3.3
分類不能	—	21	—	154	—	833	—	400	—

※各年の増減率は、昭和 55 年と比較したもの。

(資料：国勢調査)

(3) 五所川原市の行財政の状況

ア 財政の状況

本市の普通会計における財政状況は表1-2(1)市財政の状況のとおりである。

令和6年度の実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率は、地方債の発行に許可が必要となる18%を下回っているが、財政の弾力度を表す指標である経常収支比率は、94.6%と平成22年度に比べて上昇している。少子化や過疎化の影響による税収減や社会保障費の増大、地域のニーズに的確にこたえていくための行政サービスの増大が今後も見込まれ厳しい財政運営を余儀なくされるが、現在の財政構造では、国の交付税等に依存せざるを得ない。よって、自主財源の確保と強化に努めながら、多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに人口減少を緩やかにする各種事務事業の選択、重点配分など社会経済や行政需要の変化に弾力的に対応していくための財政基盤の強化が課題である。

なお、平成27年度の歳入の過疎対策事業債や地方債現在高が大きく増加しているが、老朽化した給食センターの建替や栄小学校大規模改造などの普通建設事業の増加によるものである。

表1-2(1)市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	31,160,289	33,332,622	39,254,647	35,462,357
一般財源	18,111,078	18,052,984	18,036,884	20,438,506
国庫支出金	4,985,247	5,549,986	11,675,114	6,426,341
都道府県支出金	1,769,350	2,208,363	3,154,615	2,499,169
地方債	4,800,342	5,951,934	3,583,083	1,501,496
うち過疎債	527,500	3,340,500	1,830,200	836,300
その他	1,494,272	1,569,355	2,804,951	4,596,845
歳出総額 B	30,462,841	32,512,133	38,365,948	33,189,180
義務的経費	15,316,410	15,485,407	16,527,164	17,310,204
投資的経費	3,886,334	6,024,426	3,750,214	1,573,476
うち普通建設事業	3,869,578	5,904,770	3,750,045	1,569,334
その他	11,260,097	11,002,300	18,088,570	14,305,500
過疎対策事業費	2,905,911	4,285,187	2,431,993	2,014,125
歳入歳出差引額 C(A-B)	697,448	820,489	888,699	2,273,177
翌年度へ繰越すべき財源 D	39,937	100,411	31,673	52,966
実質収支 C-D	657,511	720,078	857,026	2,220,211
財政力指数	0.34	0.32	0.33	0.33
公債費負担比率	23.7	22.9	22.4	19.3
実質公債費比率	19.6	13.5	10.5	8.7
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	93.9	96.4	97.2	94.6
将来負担比率	156.0	150.9	125.0	75.5
地方債現在高	42,210,182	52,350,730	52,677,774	41,943,039

(資料：市財政課)

イ 行政の状況

急激な人口減少社会の中で、市民一人一人が地域課題を自分事として捉え、一緒に考えるまちづくりを目指すため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「五所川原市総合計画（以下「市総合計画」という。）」を令和6年12月に策定した。

市総合計画の策定にあたって、市民、地域団体、事業者、学生、行政が同じ目標に向かって共に歩み、互いの強みを生かしながら地域の総合力を高める必要があるため、市民討議会、高校生ワークショップ、有識者ヒアリング等を行い、様々な意見を取り入れた計画づくりを行った。

市民の「思い」を大切にし、一人一人が「自分にできること」を行い、地域内でつながることで、シナジー（相乗効果）を生み出すまちを目指すため、将来像を「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」としている。

ウ 主要公共施設等の整備状況

道路については、高速交通体系である津軽自動車道浪岡五所川原道路が平成19年12月に全線暫定供用、平成26年11月に五所川原北ICからつがる柏ICまでの五所川原西バイパスが、平成31年3月に鱒ヶ沢道路がそれぞれ供用開始され、高速交通体系としてアクセス道路の整備が進められた。現在は、津軽自動車道つがる市～鱒ヶ沢町間（柏浮田道路）の約13キロについて平成30年度に新規事業化されている。

生活環境については、事業開始からこれまでの施設整備によって、水道普及率が94.7%（市浦地域における給水事業を含む。）まで向上しており、老朽化した配水管についても計画的に布設替等整備している。また、水洗化率についても合併処理浄化槽の設置が進み向上している。

ごみ・し尿処理については、本市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町で構成するつがる西北五広域連合によって共同処理されている。最終処分場については、五所川原市金木第2一般廃棄物最終処分場が、令和2年10月1日から供用開始している。

医療施設については、西北圏域の中核病院として、地域医療連携や医師確保対策の強化による医療サービスの充実を図るため、平成26年4月につがる総合病院を開設している。

学校関連施設については、近年の少子化の影響から複式学級が増えたことや、施設の老朽化が顕著となっていることから、小中学校の統廃合を計画的に進めるほか、校舎の改修や耐震化などを適切に実施し、児童生徒が安全で快適な学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図っている。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年 度末	平成 2 年 度末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	令和 2 年 度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	37.6	57.4	62.2	68.7	87.4
舗 装 率 (%)	26.6	48.0	56.9	67.2	69.2
農 道					
延 長 (m)	—	10,834	46,741	48,179	50,419
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	4.7	6.8	5.4
林 道					
延 長 (m)	26,282	26,282	40,033	41,026	42,759
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	17.3	17.3	17.8	18.2	13.8
水道普及率 (%)	73.0	87.3	90.5	95.5	94.7
水 洗 化 率 (%)	3.4	18.4	49.0	63.2	85.5
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)	16.1	16.5	14.7	12.1	10.3

※ 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自地財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

「改良率」＝改良済延長／実延長 「舗装率」＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益財団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また A から D までについては公共施設状況調査の記載要領に、E については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

水洗化率＝（A＋B＋C＋D＋E）／F

A：公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：合併処理浄化槽処理人口

E：単独処理浄化槽処理人口

F：住民基本台帳登録人口

5 表中「—」はデータ取得不能のため。

（資料：市土木課・農林政策課・農村整備課・上下水道部・健康推進課）

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題

本市は、過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）に基づき、過疎対策事業に取り組んできた。過疎法第 14 条第 2 項に規定する過疎地域持続的発展特別事業としては、圏域の慢性的な医師不足という課題に対し、地域医療の確保を目的とした医師確保対策事業に重点的に取り組んだ。

また、老朽化に伴い機能が低下した施設、インフラに対しても、住民のニーズに対応しその整備を進めてきた。

しかし、農業に代表される第一次産業の担い手不足や、コミュニティ活動の低下といった地域の担

い手不足という人口減少に伴う重要な課題も依然として残されている。

イ 地域の将来像とその実現のための基本的な施策

青森県では、過疎地域持続的発展方針の中で、挑戦、対話、DXを基盤としたAX（Aomori Transformation）という基本理念のもと、各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県となることをめざすものとしている。

その方針を受けて、本市では、豊かな自然や歴史文化資源、農林水産物、伝統あるまつりや産業といった五所川原らしさを生かし、誇りをもって次代へ継承していくとともに、市総合計画における将来像の「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」に基づくまちづくりを推進していくため、次の4つの基本目標を軸としながら地域の持続的発展を図っていく。

①市民に寄り添った福祉の充実 ー福祉分野ー

近い将来、人口の半数以上が高齢者となることが見込まれる中、全ての市民が住み慣れた地域で安心して健康に、生きがいを持ちながら暮らしを続けるためには、これまで以上にお互いに見守り支え合う仕組みが重要である。

急速に進む超高齢社会の中でも、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと住み続けられるよう、高齢者の社会参画の機会を設けることで、一人一人が社会的な役割を持ち、長年培った知識や経験を多様な分野で生かしながら、自分らしく活躍する地域を目指す。一方で、核家族化や共働き世帯が増加する中でも、「地域の宝」である子どもを持つ親が安心して子育てできる環境整備や支援を促進し、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図る。

子ども・高齢者・障がい者など全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、市民一人一人が当事者意識を持ち、思いやりを持って共に支え合う意識の醸成を図るとともに、町内会活動やボランティア活動等の地域のコミュニティ活動に参画することで互助機能を強化し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指す。

②地域の特色を生かした経済の活性化 ー経済分野ー

都市の維持・発展のためには、経済の発展は不可欠であり、そのための基盤を整えることが重要となる。

本市は高度経済成長期に、津軽平野の中央に位置する交通の要衝という強みを生かし、商都として発展した歴史を持ち、現在も西北津軽地域の中心都市としての役割を担っている。

基幹産業である一次産業は、豊かな自然に育まれた米やりんご、十三湖産ヤマトシジミといった農水産物に恵まれ、観光地としても五所川原立佞武多など誘客が期待できる資源が存在する。

また、工業団地を中心とした製造業では、多くの地元学校卒業生が企業を支え、ものづくりに貢献している。

こうした歴史や特性を踏まえ、本市を訪れる人々との交流、環境資源、生産基盤、人材が生かされる経済活性化策を講じ、農林水産、商工、観光など地域産業の発展を目指す。

一方で、人口減少・少子高齢化による労働力不足は、本市でも深刻な課題であり、雇用の場の確保とともに、地域の担い手の確保・育成のため、新規就農や若者の地元定着促進などに取り組み、持続可能な経済基盤づくりを目指す。

③豊かな教養を育む教育・人づくり ―教育分野―

まちは、そこに住む人によって形づくられ、人づくりはまちの未来を創ることに繋がる。

学校教育においては、将来の予測が困難な時代にあっても、全ての子どもが将来への夢や希望を持ち、持続可能な社会の担い手として活躍するために、自ら学び自ら考える力や多様な他者と協働して課題を解決する力、新たな価値を創造する力を育成する教育活動を行っていく。

また、共に支えあい、人と人とのつながりによるまちづくりという理念を地域社会と共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成する「社会に開かれた学校教育」を実現していく。

生涯学習では、子どもから大人まで全ての人が個性や能力を発揮することができる多様な学習内容・環境を提供していくことで、地域に根ざした芸術文化やスポーツに親しみ、楽しく学び合いながら主体的に行動する力などの教養を育み、まちを共に創る人づくりを目指す。

④将来を見据えた安全安心なまちづくり ―まちづくり分野―

将来にわたって住み続けられるまちにするためには、防災・防犯・衛生環境などの日々の生活の安全が広く確保され、安心して過ごせることが重要である。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化し、災害に強いまちづくりの重要性が高まっている。自然災害の危険から市民の生命・身体・財産を守るため、「公助」の体制強化を進めるとともに、市民一人一人が自らの命を守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」の3つが機能する災害・危機に強い地域づくりを目指す。

また、本市は、五所川原圏域定住自立圏の中心市の役割を担っており、商業施設、医療施設などが集積しているため、人口減少時代を見据えて、将来にわたり都市機能をしっかりと維持していく必要がある。

中でも、道路、上下水道、公共交通等の公共インフラ機能は、市民の暮らしを守る上で重要であるため、安全安心に住み続けられるよう基盤づくりや住環境づくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市における総人口は、令和2年の国勢調査で51,415人となっており、また、本市の人口の見通し(表1-1(2))では、令和12年の人口推計は43,605人となっている。

過疎地域の持続的発展には、人口減少を緩やかにしながら、若い世代の結婚・出産・子育て希望の実現などの自然減対策、魅力ある働く場の創出などの社会減対策の両面に着目した対策に取り組むことが重要であり、人口推計以上の人口減少を防ぐため、地域の持続的発展のための基本目標を、市総合計画と一体的な推進を行う「五所川原市デジタル田園都市構想総合戦略(以下「市総合戦略」という。)」に掲げる次の目標とする。

指標	基準値	目標値 (令和12年度)	根拠資料
市内総生産額	157,537(百万円) (H28～R2の平均値)	163,417(百万円)	市町村民経済計算(青森県)
就業率	53.1(%) (H12,17,22,27,R2の平均値)	53.1(%)	国勢調査(総務省)
観光入込客数	445,589(人) (R4)	569,000(人)	青森県観光入込客統計 (青森県観光国際戦略局)
農業算出額	98.2(億円) (R4)	108.9(億円)	市町村別農業産出額(推計) (農林水産省)
全国学力・学習状況調査における教科全体の正答率(小学校)	各年度の青森県値 ※令和5年度各値 全国値64.7 青森県値66.3 市値65.0	青森県値を上回る値	全国学力・学習状況調査結果 (文部科学省)
全国学力・学習状況調査における教科全体の正答率(中学校)	各年度の青森県値 ※令和5年度各値 全国値54.9 青森県値53.4 市値53.0	青森県値を上回る値	全国学力・学習状況調査結果 (文部科学省)
自己肯定感 (小学校)	82.6(%) (R3～R5の青森県の平均値)	83.1(%)	五所川原市『確かな学力』 向上プラン検証のための アンケート (市教育委員会)
自己肯定感 (中学校)	80.2(%) (R3～R5の青森県の平均値)	80.7(%)	五所川原市『確かな学力』 向上プラン検証のための アンケート (市教育委員会)
1,000人あたりの不登校児童数の対前年度比増加率(小学校)	26.3(%) (R3～R5の市の平均値)	25.3(%)	市教育委員会調べ
1,000人あたりの不登校児童数の対前年度比増加率(中学校)	22.4(%) (R3～R5の市の平均値)	21.4(%)	市教育委員会調べ
合計特殊出生率	1.28 (H30～R4の合計特殊出生率)	基準値と同水準	平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況(厚生労働省)
健康寿命の延び	平均自立期間の延び (平均余命の延び) 男性1.1(1.1)歳	平均自立期間の延びが 平均余命の延びを上 回る	国保データベースシステム (厚生労働省)

	女性0.3(0.2)歳 (R5-R元)		
自殺死亡率(10万人対)	15.49 (R5)	13.0以下	地域における自殺の基礎資料 (厚生労働省)
高齢者就業率	24.9(%) (R2)	30.0(%)	国勢調査(総務省)
福祉施設から一般就労へ移行する障がい者数	5(人) (R3)	7(人)以上	障害福祉計画(市)
自主防災組織の活動カバー率	36.7(%) (R4)	61.0(%)	市防災管理課調べ
市内路線の年間利用者数	16.3(万人) (R3)	16.3(万人)	地域公共交通計画(市)

(資料：五所川原市デジタル田園都市構想総合戦略)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の目標は、市総合計画及び市総合戦略の目標と合致していることから、目標達成状況の評価は外部有識者等で構成される市総合計画審議会で審議し、その結果をホームページ上に公表する。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

五所川原市公共施設等総合管理計画(以下「市公共施設等総合管理計画」という。)では、公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえた最適な量と質、配置を実現するため、適切な施設管理に関する基本的な方針を次のとおり示している(以下「市公共施設等総合管理計画」より抜粋)。

将来の人口推計や財政規模などを見据えた公共施設の最適化に向け、用途が重複している施設、分野を超えて機能が重複している施設、稼働率の低い施設、役割を終えた施設等については、除却などによる整理を実施し、公共施設総量の縮減を図っていく。

新たな建築系公共施設の需要が生じた場合であっても、既存施設の有効活用を原則とし、新規整備は行わないこととする。

やむを得ず新規整備する場合は、同等面積以上の施設の縮減を実施するとともに、五所川原市ファシリティマネジメント会議に諮り、検討することとする。

①点検・診断の実施方針

建築系公共施設については、施設管理者による日常点検や法令に基づく定期点検を確実に実施する。

インフラ系公共施設については、国等が示す点検マニュアルなどにに基づき、定期的な点検・診断と日常巡回を確実に実施する。

併せて、市民や自治会、事業所等からの通報を点検・巡回体制に生かすなど、市民等との協働による状況把握に努める。

点検等の結果に基づき、損傷が軽微な段階で予防的な修繕等を実施する「予防保全」を推進し、施設を良好に維持するとともに、早期発見・早期回復を図る。

なお、規模が小さく、「予防保全」によるトータルコストの削減効果が限定的な施設等は、日常点検等に基づく「事後保全」を基本として管理する。

②維持管理・更新等の実施方針

公共施設の維持管理について、指定管理者制度やPFIなどのPPP手法といった民間活力を活用し、コストの削減や、より効率的・効果的な行政サービスの向上に努める。

既存施設の老朽化等による更新にあたっては、徹底したライフサイクルコストの検証やスクラップアンドビルドを行い、既存施設の有効活用や複合化、機能集約、管理や運営体制の一元化など総合的に検討するとともに、新規整備同様の取組を実施する。

公共施設の修繕については、点検・診断等を踏まえた優先順位を検討し、事業の前倒しや先送りによる予算の平準化を図る。

③安全確保の実施方針

公共施設の日常点検、定期点検・診断等を通じて劣化状況を把握するとともに、その結果安全性に問題が確認された場合には、可能な限り早期の修繕を行い、利用者の安全性の確保に努める。

なお、劣化等により著しく危険性が高い公共施設については、利用者の安全を第一に考え、利用停止にするなどの対策を講じる。

また、未利用施設等についても、定期的な状況確認等により安全対策を図っていく。

④耐震化の実施方針

公共施設等は、災害時において避難所など防災拠点施設として重要な機能を果たすことから、日常の安全性の確保に加え、災害時においても十分に施設の機能を発揮できるよう、耐震化を推進していく。

特に、インフラ系公共施設は、市民生活のライフラインともなることから、積極的かつ計画的に耐震化を進める。

⑤長寿命化の実施方針

公共施設等については、施設管理者による日常的な点検や法令等に基づく点検を実施し、計画的に劣化や損傷を修繕することで、施設の長寿命化を図る。

また、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減することで、施設の維持管理や更新に伴う財政負担の軽減を目指す。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の整備や改修等を行う際には、誰もが安全安心に利用しやすい公共施設等となるよう、

バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を推進していく。

⑦脱炭素化の推進方針

公共施設等のZEB化や、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の導入、空調設備などの省エネルギー改修、LED照明などの省エネ性能に優れた機器等の導入など、脱炭素化に向けた取り組みを推進する。

⑧統合や廃止の推進方針

建築系公共施設については、将来の人口推計や財政規模などを見据えた公共施設の最適化に向け、用途が重複している施設、分野を超えて機能が重複している施設、稼働率の低い施設、役割を終えた施設等については、他施設との統合や集約化を図るとともに、転用・売却・譲渡・除却などによる整理を実施し、公共施設総量の縮減に努めていく。

施設の除却については、優先順位をつけて順次事業を実施し、事業費等の平準化を図ることとする。

インフラ系公共施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、計画的に施設の点検や修繕の実施により長寿命化を図るなど、更新費用の縮減に努める。

⑨数値目標

【中間目標】

令和16年度を中間目標年度とし、市が保有する建築系公共施設全体の延床面積を令和4年度比33.7%縮減（384,310.37㎡を254,777.11㎡に）することを目標とする。

《根拠…市民1人当たりの公共施設面積を類似団体平均まで縮減》

令和4年度における当市の公共施設面積は384,310.37㎡（未利用施設を除くと350,156.11㎡）であり、市民1人当たりの公共施設面積は7.50㎡（未利用施設を除くと6.83㎡）となっている。

全国の類似団体平均4.97㎡、県内の9市の平均5.86㎡と比較しても非常に多くの公共施設を保有している状況にある。

当市の市民1人当たりの公共施設面積を、類似団体平均まで縮減するためには、現在保有している公共施設総量を33.7%（未利用施設を除くと27.2%）縮減する必要がある。

【長期目標】

令和26年度を長期目標年度とし、市が保有する建築系公共施設全体の延床面積を令和4年度比59.0%縮減（384,310.37㎡を157,747.8㎡に）することを目標とする。

《根拠…将来的な人口減少を加味》

将来的な人口推計では、当市の人口は令和27年度には31,740人まで減少することが見込まれている。

この人口減少率を加味すると、20年後には公共施設総量を59.0%（未利用施設を除くと54.9%）縮減する必要がある。

⑩地方公会計（固定資産台帳等）の活用

公会計管理台帳システムによる固定資産等に関するデータベースを整備・更新していくことにより、ストック情報を公共施設の一元的な管理と現状把握に活用していく。

⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

公共施設として一定の役割を終え、用途廃止した施設については、その公共施設の状況に応じて、順次処分（売却・除却・譲渡等）し、歳入の確保や経費の削減に努めていく。

⑫広域連携

西北圏域において、それぞれの自治体が保有する公共施設の配置状況や建替え時期等を適切に把握し、必要に応じて相互利用や共同運営などの広域的な連携の可能性を検討する。

⑬各種計画との連携

上位計画や各種計画との整合・連携に留意して本計画を実施する。

⑭総合的・計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメント推進について、職員一人一人がその必要性や意義を理解し、全庁的に取り組んでいく必要があることから、全職員を対象とした研修等によりマネジメント意識の共有を図っていく。

また、公共施設等のマネジメント推進にあたっては、受益者である市民の理解を得る必要があることから、市のホームページや広報等を活用して情報公開に努めていくとともに、パブリックコメント等により市民から広く意見を募るなど、市民の参画について検討する。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備に関しては、市公共施設等総合管理計画で示す適切な施設管理に関する基本的な方針を前提とし、適正な行財政運営を基に推進していくものであることから、市公共施設等総合管理計画に合致している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と課題

本市の人口減少は依然として進行しており、若年者の進学や就職を契機とした市外への転出により、転出が転入を上回る状態が続いており、将来を担う若者の定住促進が課題となっている。

人口減少社会において、持続可能なまちづくりを推進するためには、定住促進と市外からの移住促進を同時に進めながら、人口減少のスピードを少しでも緩めるよう取り組むことが重要である。

表2-1 人口移動の状況（本市と県内各地域間）と表2-2 人口移動の状況（本市と各都道府県間）によると県内においては、近隣の青森市及び弘前市への転出が多く、近隣の町からの転入が多いことがわかる。全国的に見ると関東圏である東京都・神奈川県への転出、同地域からの転入が多く、年間で令和元年度では154人、令和5年度では201人の転出超となっている。

本市ではこれまで、五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、農業に関心を持っている人や田舎暮らし志向の人などを対象とする滞在型を柱とした体験交流の受入体制の強化を図る「グリーンツーリズム推進事業」、Jターン希望者に対し住宅物件や就労機会等の情報を効果的に提供、紹介、斡旋するとともに、圏域の魅力を首都圏に発信する「交流・移住の促進事業」や空き家を売りたい又は貸したい所有者の物件を空き家バンクに登録後、ホームページにその情報を公開し、空き家を買いたい又は借りたい移住・定住希望者とのマッチングを行う「五所川原圏域空き家バンク」を実施してきたところである。

しかしながら、全国的な人口減少時代にあって、人口を増加させることには限界があり、地域活性化を図るためにも、通勤・通学、買い物、観光等、様々な目的を持った人々が本市を訪れ、多様な交流活動がなされるまちづくりを推進することが必要である。

表 2-1 人口移動の状況（本市と県内各地域間）

（各年度末現在 単位：人）

市町村	令和元年度		令和5年度	
	転入	転出	転入	転出
青森市	230	199	155	209
弘前市	120	178	112	153
八戸市	43	45	41	38
黒石市	15	10	17	22
十和田市	13	26	16	21
三沢市	9	12	5	4
むつ市	19	27	27	18
つがる市	145	145	145	133
平川市	10	7	7	6
東津軽郡	7	6	2	3
中津軽郡	0	0	0	0
南津軽郡	15	21	18	32
上北郡	16	30	13	19
下北郡	4	1	0	4
三戸郡	5	8	0	2
鱒ヶ沢町	26	13	30	29
深浦町	19	10	13	9
板柳町	19	19	23	31
鶴田町	53	35	36	32
中泊町	81	42	73	35
職権記載、消除	8	11	7	22
計	857	845	740	822

表 2-2 人口移動の状況（本市と各都道府県間）

（各年度末現在 単位：人）

都道府県	令和元年度		令和5年度	
	転入	転出	転入	転出
青森県	849	834	733	800
北海道	38	56	30	42
岩手県	47	30	31	25
宮城県	64	101	65	120
秋田県	38	32	28	32
山形県	9	11	13	6
福島県	22	11	7	19
茨城県	5	17	3	9
栃木県	6	14	6	14
群馬県	7	6	6	7
埼玉県	40	68	20	35
千葉県	33	56	19	45
東京都	74	139	77	114
神奈川県	69	80	58	49
新潟県	2	3	6	9
長野県	4	7	1	3
岐阜県	2	2	3	5
静岡県	3	13	10	11
愛知県	16	20	12	12
京都府	1	2	2	5
大阪府	5	10	8	13
沖縄県	2	0	1	3
その他	44	45	42	37
国外	45	22	58	25
計	1,425	1,579	1,239	1,440

※青森県については、表 2-1 の計から職権記載、消除を除いた人数。
（資料：市民課）

（2）その対策

①移住・定住

本市で暮らすことの魅力について、様々な媒体を通じて積極的に発信するとともに、関係機関等と連携し、本市への移住希望者に対する情報提供を行う。

圏域自治体との連携により、空き家バンクを運営し、移住希望者へ住まいの情報を提供することで、市外からの移住者の受入環境の充実を図り、本市への移住を促進する。

若者の移住・定住を促進するため、空き店舗や空き工場等を有効活用する移住者等に対する支援の充実を図る。

②地域間交流

広域的な連携の下、圏域全体の魅力のPR、新たな交流の促進、交流機会の創出により地域の活性化を図る。また、各種イベントやふるさと納税などの多様な接点から、地域と幅広くかかわる関係人口の創出を図る。

③人材育成

地域で活躍する職員の育成、地域リーダーの育成、地域おこし協力隊等の外部人材の積極的な活用や地域づくり団体の組織力の維持・強化など、地域力の向上を図る取組や新たな地域の担い手の確保と育成を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成 (4) 過疎地域持続的発展事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立 (5) その他			

3 産業の振興

(1) 現況と課題

① 農林水産業の振興

【農業】

本市の経済活動を支える基幹産業は農業である。主に水稲単作、りんごや野菜を組み合わせた複合経営農家で構成され、水稲と畜産による営農も行われている。しかしながら、平成12年に3,954戸存在した農家数は、令和2年で1,808戸と約54%減少し、従事者の年齢構造も15歳から64歳までの割合が減少し続けている中、65歳以上の割合は増加し、後継者・担い手不足が深刻な状況となっている。

五所川原地域と金木地域は、田、畑、樹園地として、市浦地域では田、畑として、各地域の自然的条件に応じて農地が利用されている。それぞれの地域では、水系などの地域特性があり、概ねほ場整備や用排水路整備がなされている。

高齢化や後継者不足により、離農する農家が増加し、今後農地の供給過剰が見込まれることから、その受け皿となる意欲ある農業後継者や新規就農者など幅広い担い手の確保を図るとともに、地域農業の中心となる経営体、法人の育成を支援し、競争力の高い、強い農業づくりを推進する必要がある。

併せて耕作条件が悪い農地や未整備農地の生産効率の向上や農地の集積・集約化を進めるため、更なるほ場整備を実施していく必要がある。

また、稲作を主体とした中小農業者の経営安定を図っていくためには、高収益作物の導入による複合経営を進める必要がある。

さらに、加工、流通、販売まで一体的に行う6次産業化に取り組む経営体の育成を推進することにより、農家の所得向上と安定及び地域農業の活性化を図っていく必要がある。

しかし、6次産業化の推進にあっては農産物の加工のみならず、消費者ニーズに合わせた魅力ある商品の開発や販路の確保等、課題が多く存在する。そのため、部署や業種の垣根を越えた協力体制を構築し、情報の収集及び農家や地域内外への周知を図っていくことが重要となっている。

その他、長年の課題となっている稲作で発生する稲わらの焼却処理によるばい煙の生活被害があり、これを防ぐために副産物である稲わらの有効活用を進める必要がある。持続的に稲わらの有効活用を図っていくためには、収集した稲わらを販売することで利益に繋げるといった仕組みづくりと、実際に稲わら収集を行う作業機械や収集した稲わらの保管施設等を確保することが課題となっている。

加えて、近年は有害鳥獣による農作物被害が増加しており、農業経営に影響を及ぼしている。防護対策や捕獲体制の強化を進め、被害防止に努めることが重要である。

表3-①(1) 農業経営の状況

(単位：戸、人、ha)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数	3,954	3,410	2,912	2,385	1,808
販売農家	3,575	2,898	2,412	1,963	1,543
農業就業人口	6,025	5,370	4,535	3,642	2,491
15歳～29歳	359	358	250	142	30
30歳～59歳	2,249	1,822	1,506	1,034	613
60歳～64歳	886	656	573	603	384
65歳以上	2,531	2,534	2,206	1,863	1,464
生産年齢人口割合 (15歳～64歳)	58%	53%	51%	49%	41%
老年人口割合 (65歳以上)	42%	47%	49%	51%	59%
耕地面積	8,024	7,767	8,163	7,459	7,008
田	6,794	6,399	6,709	6,511	6,094
畑	447	648	795	335	378
樹園地	783	721	659	614	537

※耕地面積は小数点以下を四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。(資料：農林業センサス)

表3-①(2) 農業生産の推移

(単位：ha、t)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量
水陸稲	6,246	37,820	5,308	32,810	5,560	34,200	4,920	29,597
小麦	185	427	431	1,032	582	687	479	709
ばれいしょ	41	831	64	1,305	44	709	29	441
豆類	132	217	285	518	253	439	505	705
りんご	885	18,500	860	16,400	968	19,700	940	20,900
葉茎菜類	73	1,733	70	1,648	59	1,263	5	51
根菜類	61	1,770	53	1,554	56	531	23	112
果菜類	159	3,449	140	3,851	143	3,952	27	1,519
飼料作物	763	23,281	882	25,014	682	20,100	129	3,714

	平成27年		令和元年		令和2年		令和5年度	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量
水陸稲	4,590	28,687	4,568	30,925	4,562	30,794	4,430	29,200
小麦	202	397	161	320	154	383	147	337
ばれいしょ	16	233	4	43	5	31	3	33
豆類	492	698	472	472	456	529	617	1,058
りんご	946	22,231	921	19,157	875	20,563	847	16,262
葉茎菜類	3	48	4	35	5	55	3	18
根菜類	20	157	26	233	21	284	18	187
果菜類	21	1,512	22	1,375	16	877	42	903
飼料作物	228	6,384	298	6,556	310	6,820	311	6,851

(資料：市農林政策課)

【林業】

本市は、総面積の5割以上を森林が占めているが、輸入材の増加による木材価格の長期低迷そして林業所得の伸び悩みによって林業従事者が減少するとともに、その高齢化が進行しており、林業経営だけでなく、担い手や後継者の確保についても深刻な状況となっている。また、県内ではナラ類の樹木に害虫が病原菌を媒介することで発生する「ナラ枯れ」の被害が拡大しており、本市においても被害木が増加している。ナラ枯れは木径が大きい木に発生しやすいことから、適正な伐採がより一層求められている。

そのため、関係団体（県、森林組合、森林管理署、林業事業体）との連携を強化し、適正な保育・間伐や木材の利用促進を図るとともに、事業基盤である林道を保全していく必要がある。

【畜産業】

本市の畜産業は肉用牛（繁殖・肥育）に加えて馬肉、養鶏等があるが、経営体数は減少しており、後継者不足や高齢化、市営牧野の施設・設備の老朽化や飼料価格の高騰、また養鶏においては家畜伝染病対策が課題となっている。

【水産業】

本市の水産業は、日本海に面する市浦地域の海面漁業と十三湖を漁場とする内水面漁業が中心となっている。

海面漁業については、現在はヒラメ等の回遊魚を中心とした沿岸漁業及び稚貝放流を行い生育された養殖アワビ等の磯廻り漁が行われている。

内水面漁業については、十三湖でのヤマトシジミ漁が中心となっているが、水質や生息環境の変化によりヤマトシジミの資源量が安定しておらず、現在も漁獲制限等の資源管理に努めているものの、将来に渡り主たる漁業として維持できるか懸念されていることから、漁場環境の保全と水産資源の保護が求められている。

昨今の生産資材やエネルギー価格の高騰を背景に、漁業者の所得が減少していることから、水揚げされる水産物の販路拡大を図るとともに、水産物の高付加価値化の取組を進めることが求められている。

表3-①(3) 林業経営の状況

(単位：経営体)

区分	H17	H22	H27	R2
林業経営体数	54	26	15	9

(資料：農林業センサス)

表3-①(4) 畜産業経営の状況

(単位：経営体)

区分	H17	H22	H27	R2
畜産業経営体数	35	23	14	9

(資料：農林業センサス)

表3-①(5) 漁業経営の状況

(単位：経営体)

区分	H20	H25	H30	R5
漁業経営体数	19	4	2	2

※海面の漁業経営体数 (資料：漁業センサス)

②商工業の振興

【商 業】

道路等交通体系の整備とモータリゼーションの進展による商圈の広域化や、通信販売等の台頭により購買力は分散している。本市では、「ELM（エルム）」を中心とした大型商業施設の集積が域外から消費を取り込める強みの一つとなっているが、その一方で、中心市街地や地元商店街への人流が減少し、空き店舗や空き地が目立っている。

今後、人口減少・人口構造の変化によって地域の事業環境も急速に変化することが予想される中、地域産業が持続的に発展していくためには、その担い手である中小企業・小規模事業者の経営力の向上が不可欠となっている。

また、地域経済や雇用を支える地域産業の活力を高めるため、成長性の高い分野での起業・創業や、事業承継に向けた取り組みが必要となっている。

表 3－②（１）商業の状況

（単位：店舗、人、百万円）

区分		平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
卸 売 業	商店数	94	87	100
	従業員数	654	594	665
	年間販売額	32,339	37,225	34,945
小 売 業	商店数	522	584	542
	従業員数	2,966	3,635	3,647
	年間販売額	53,493	71,871	68,680
総 計	商店数	616	671	642
	従業員数	3,620	4,229	4,312
	年間販売額	85,833	109,096	103,625

※平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 28 年、令和 3 年は 6 月 1 日現在（資料：経済センサス－活動調査－）

【工 業】

本市では、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川を整備し、工業団地への企業誘致を進めた結果、電気機械部門の工業集積が進んだが、現状では新たな企業立地は少なく、企業留置に努めている状況にある。平成 17 年と令和 3 年の工業の状況を比較すると事業所数が 44%、従業者数が 33%減少している。

このように極めて厳しい地域経済情勢の中ではあるが、産業の高度化、多角化、企業ニーズを反映した条件整備に努めていく必要がある。

表3-②(2) 工業の状況

(単位：事業所、人、万円、%)

区分	平成17年	平成22年		平成27年		令和2年		令和3年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
事業所数	99	66	△33	63	△36	61	△38	55	△44
法人	71	57	△20	—	—	—	—	—	—
個人	28	9	△68	—	—	—	—	—	—
従業者4～9人	56	29	△48	31	△45	25	△55	21	△63
従業者10～29人	33	29	△12	27	△18	26	△21	22	△33
従業者30人以上	10	8	△20	5	△50	10	0	12	20
従業者数	2,356	1,607	△32	1,283	△46	1,629	△31	1,582	△33
男	1,399	1,144	△18	897	△36	1,125	△20	1,119	△20
女	957	463	△52	386	△60	504	△47	463	△52
製造品出荷額等	6,177,242	2,344,563	△62	2,129,628	△66	2,664,936	△57	3,058,865	△50
製造品出荷額	5,966,214	2,098,078	△65	1,906,523	△68	2,368,455	△60	2,675,932	△55
加工賃収入額	209,724	181,829	△13	151,158	△28	188,941	△10	218,485	4
その他収入額	1,304	64,656	4,858	71,947	5,417	107,540	8,147	164,448	12,511

(資料：青森県『青森県の工業』)

※表中はすべて従業者規模4人以上の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等である。

③情報通信産業の振興

情報通信技術の普及発展と同時に、本市においても人口減少・高齢化社会が到来し、高齢者を含めたすべての市民が、情報通信技術を効果的に活用した福祉・医療サービス、移動・買い物支援等の生活全般における利便性の向上を享受できる持続可能なスマート社会の構築が求められている。

また、近年大きく成長している情報通信産業は雇用創出力をはじめ、他産業との連携による地域産業の高度化や活性化等の様々な波及効果が期待される産業である。本市は、豊かな自然環境と快適な住環境に恵まれており、IT企業のような場所に左右されない企業のサテライトオフィス等の立地推進やテレワークの普及による個人のUIJターン推進に優位性を持っている。

④観光の振興

本市には、立佞武多、斜陽館、十三湖など数多くの魅力ある豊かな自然や歴史・文化にあふれた観光資源があり、これらの観光資源を組み合わせた観光産業、多様な交流活動を発展させ、過疎地域の活性化を図ってきた。

主要観光施設である立佞武多の館、太宰治記念館「斜陽館」、総合交流促進センター「道の駅十三湖高原」の入館者数の実績は、平成25年と令和6年を比較すると減少傾向にある。コロナ禍により大きく減少した観光入込客数は、コロナ禍の収束後も以前の水準に戻り切っていないことから、観光需要の回復に向けて誘客対策をさらに強化していく必要がある。

また、旅行形態の変化によって団体観光客が減少し、個人・小グループの観光客が増加傾向にあることから、興味にあわせた訪問先を自ら選択できるよう情報コンテンツの充実を図っていく必要がある。特に近年では、海外からの観光需要が増加していることから、情報の多言語化など環境の整備が必要となっている。

さらに、観光客が相対的に減少する冬の観光資源の磨き上げを行うとともに、地域周遊型の観光商品を開発する必要があるほか、観光における広域連携の推進が求められている。

表3-④(1) 観光客入込数の推移

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
観光客入込数	713,332	589,202	657,650	607,147	607,254

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
観光客入込数	580,472	604,578	576,011	588,224	569,394

区分	令和2年	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光客入込数	316,460	282,980	445,589	578,993

※県内外・宿泊日帰りの区別なし

(資料：青森県観光入込客数統計)

表3-④(2) 主要観光施設への入館者数

(単位：人、%)

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	82,112	28.7	126,292	44.1	51,367	17.9	26,614	9.3

平成25年実績値

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	76,654	29.6	111,713	43.1	45,783	17.7	24,810	9.6

平成30年実績値

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	74,706	31.3	95,137	39.8	42,419	17.8	26,596	11.1

令和5年実績

区分	4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
入館者数	73,166	29.3	102,589	41.0	50,100	20.0	24,218	9.7

令和6年実績

(資料：市商工観光課・社会教育課)

※入館者数は、立佞武多の館、太宰治記念館「斜陽館」、道の駅十三湖高原への入館者数合計である。

(2) その対策

① 農林水産業の振興

【農業】

今後も高齢化や後継者不足による離農農家の増加が見込まれるものの、農業知識と経験が豊富な農家が多く、農地、農業用水などの基礎的資源が維持管理された農村が数多く存在することが、本市の地域特性の強みとなっている。この地域特性を生かし、担い手の確保、認定農業者及び新規就農者の育成・確保を図り、就農機会を創出する。また、認定農業者や農業法人等、意欲ある農業者への農地の集積・集約化を一層促進し、農業用機械・施設の導入等、生産経営体制の強化に対する支援の充実を図るほか、ほ場やため池などの生産基盤の整備を行う。

農家の所得向上や経営の安定化を図るため、新たに複合経営化や六次産業化に取り組む際に必要な設備の導入支援を行う。また、農作業の効率化や省力化、効率的な経営や規模の拡大を図るため、付加価値の高い優良品種の導入や農業機械・施設の共同利用化を促すとともに、ICTを活用したスマート農業の導入を促進するため、GNSS基地局の整備を行うとともに、農家がスマート農業を活用する際に必要な設備の導入支援を行う。

本市の特産品の生産、6次産業化及び高付加価値化を推進するための体制構築や施設整備、関係団体等の連携を強化するほか、ふるさと納税制度等を活用して販路拡大を図るなど、地域産業の競争力を強化することで地域農産物の普及と地域農業の振興を図る。

稲わら焼き問題の解決と有効活用を持続可能な取り組みとするため、未利用資源である稲わらに商品価値を付し、稲わらの収集に必要な設備の導入支援や保管施設の整備を行うなど、農家が効率的・安定的に収集できる仕組みを構築するとともに、秋すき込みの推進による土づくりを一体的に取り組むことで、環境負荷低減型農業への転換と地域の生活環境の維持・向上に繋げる。

さらに、近年深刻化している鳥獣被害については、省力的で効果的な対策を推進し、持続的な防止体制を構築することで、農業者の負担軽減と営農の安定を図る。

【林業】

林業については、伐採した間伐材などを有効な地域資源として活用し、効率的かつ安定的な林業経営のため、市管理林道を定期的に巡回しその機能保全に努める。また、森林経営管理制度を活用し、所有者による管理が困難な民有林の管理受託や、林業関係団体への再委託を進めていく。

【畜産業】

耕畜連携の取組を推進し、国産飼料の安定的な生産、供給により、畜産業全体の経営の安定を図る。老朽化した市営牧野の施設・設備の更新を行うとともに、最先端の技術の導入によるリモート化の推進等により省力化を図り、ブランド化に向けた高品質な食肉の生産、国際基準に適合した食肉加工、鮮度を保った流通システムの構築と輸出も視野に販路拡大の取組を推進する。

家畜伝染病対策では、病原となるウイルスが飼養する施設内に入り込まないように施設設備の改修を進める。

【水産業】

十三湖のヤマトシジミについては、さらなるブランド化を推進するとともに、シジミが適正な環境で生育できるよう浚渫や環境整備に努める。

また、アワビ等の生育環境を整えるための漁場の整備や安全で効率的な漁業活動に向けた漁港の整備を行い、漁業経営の安定と近代化を図る施策を展開する。

②商工業の振興

【商業】

中心商店街等にある空き店舗を活用し営業開始する事業者に対する補助制度や、商店街を中心とした地域性のある集客イベントなどへの支援、立佞武多の館を中心とした商業空間の一体的な整備、活力と魅力ある商店街づくりを促進する。

地域金融機関、商工会議所・商工会等の関係機関との連携を強化して、創業支援ネットワーク体制

を整備し、起業の相談窓口、創業セミナー、専門家による支援を実施し、起業を考える人が目を付けた地域資源の活用の仕方やビジネスモデルの構築、資金調達の方法などについて、段階ごとに適切な支援を行い地域の起業・創業を促進するとともに、個店の経営指導体制の強化を図っていく。

商工会議所等と連携して、将来の地域を担う人材を育成するため、高校生等の若者が地域課題を主体的に解決するための取組を支援するとともに、地元への就職を促進するため、高校生を対象とした地元企業の就職説明会等の開催、地元企業の人手不足の解消のための企業PRを支援するほか、民間企業等と連携しながら将来の担い手を育成するための施設等の整備を支援する。

【工業】

企業誘致を取り巻く状況は厳しいものの、本市において外部からの企業導入は、新規学卒者や離農者の雇用の場確保と直結していることから、引き続き青森県や関係機関と連携・協力を図りながら誘致活動を展開し、市内への企業誘致を進めるとともに、既立地企業に対しては、工業用水の安定供給など留置対策に努めていく。

③情報通信産業の振興

近年サテライトオフィスの需要が高まっていることから、企業誘致の条件として、情報通信環境の整備が重要となっている。また、テレワークの普及により、都市部の企業に勤めたまま地方へ移住する人が増加している。そうした企業や個人を呼び込むため、誘致活動やPRを行うとともに、民間企業等が行うWi-Fi環境等のサテライトオフィスやテレワークに必要な情報通信環境の整備を支援する。

④観光の振興

本市の豊かで美しい自然や立佞武多をはじめとする祭り、郷土芸能、食などを観光客が体験し、本市ならではの魅力を味わうまち歩きコースの造成など着地型観光を推進し、観光コンテンツを充実させる。

桜の名所として名高い芦野公園内の散策を楽しめるよう老朽化した公園内の設備の改修を進めるほか、体験型観光交流施設である立佞武多の館や総合交流促進センター「道の駅十三湖高原」、金木観光物産館「産直メロス」等の観光関連施設及び付帯施設の整備に努める。

また、立佞武多をはじめとする地域の賑わい創出に資するまつり、イベントを補助することによって地域活性化、観光客とのふれあいを図り、訪れる観光客がリピーターとなるよう、おもてなし力の向上、受け入れ体制の整備を図り、まち歩き情報を積極的に発信していく。

さらに、本市だけでなく「津軽半島」「奥津軽」を一つのゾーンとして捉え、回遊性のある通年型観光を推進し、津軽地域特有の気候や風土を生かしたストーブ列車などの観光資源のPR強化に努め、広域観光の施策における市町村間の連携に積極的に取り組む。

⑤他市町村との連携

圏域での創業相談ルームの運営による創業希望者への支援、弘前圏域と当圏域の14市町村によるDMO（観光地域づくり法人）を中心とした広域観光情報の発信、圏域の特産品イメージ・ブランド力の向上に資する取組など、周辺自治体との連携を図りながら産業の振興に努める。

⑥施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画と整合性を図

り、施設の長寿命化や機能の見直しを行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農 業 林 業 水産業	県営通作条件整備事業 市管理林道整備事業	県 市	
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設 農 業	県営農業水利施設保全合理化事業 県営経営体育成基盤整備事業 県営ため池等整備事業 県営防災重点農業用ため池緊急整備事業 県営農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 牧野機能保全事業	県 県 県 県 県 県 県 市	
	林 業 水産業			
	(4) 地場産業の振興 技能修得施設	技能習得施設改修事業 職業訓練施設、市民学習情報センター	市	
	試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設			
	(5) 企業誘致	情報通信環境整備支援事業	市	
	(6) 起業の促進	創業等支援事業	市	
	(7) 商 業 共同利用施設 その他	共同利用施設整備支援事業	市	
	(8) 観光又はレクリエーション	観光・レクリエーション施設改修事業 立佞武多の館、津軽三味線会館、総合交流促進センター等	市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観 光 企業誘致 その他 基金積立				
(10) その他				

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び振興すべき業種は表3-4のとおりである。

表3-4 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
五所川原市全域(五所川原地域、金木地域、市浦地域)	農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

ア 現状及び課題

上記(1)のとおり

イ 課題を解決するために実施する事業内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本的方針として、観光・レクリエーション施設は、「民間事業者が参入しやすい分野であることから、それぞれの施設が持つ機能や性質を最大限に生かすため、民間活力を積極的に活用していく。行政目的が低い施設や、収益性や利用率が低い施設などは、廃止や民間移譲について検討していく。」としており、産業系施設は、「市の産業振興に資する施設について、市が保有する必要性を精査する。特定の団体が使用している施設は民間移譲を推進し、市が保有する必要性のない施設や利用率が低い施設、社会環境の変化等によって時代のニーズにあわなくなった施設などは廃止について検討する。」としている。

本計画では、(2)⑥施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や機能の見直しを行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

4 地域における情報化

(1) 現況と課題

国では、令和3年5月にデジタル改革関連法が成立、同年6月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁の設置をはじめ、マイナンバーカードの利便性の向上、行政手続における押印の見直し等を行い、国民目線で行政サービス向上に資する取組をできるものから積極的に実践していくこととしている。

本市においても、デジタル化の進展に向け、「五所川原市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、市内の公共施設にパソコンを設置するほか、スマートフォンやタブレットの普及を踏まえ、本庁舎において公衆無線LANサービスを提供するなど市民等によるインターネットの活用への利便性向上に努めてきたが、少子高齢化や過疎化の影響により、依然として情報格差が生じているところである。

また、市の公式ホームページにおいても情報格差を生まないためにも分かりやすく知りたい情報が即座に取得できる内容面の充実が必要である。

さらに、今後の人口減少や少子高齢化社会にあっても、人々の暮らしを支えるサービスを持続可能な形で提供していくことが必要であり、市町村間や圏域単位で連携することにより都市機能等を維持確保していくことで、基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていけるようにすることを検討する必要がある。

(2) その対策

医療・保健、教育、防災、福祉、子育てといった市民生活に密接に関わる分野におけるDXの推進やICTの導入によって市民の生活の質を向上させるとともに、ICTに関する知識や情報が不十分な世代に対して情報リテラシーの向上に努め、過疎地域の持続的な発展を目指す。

また、市外からの観光客や移住希望者に対しても、本市に興味を持ってもらえるような視覚に訴える魅力あるホームページに改良し、情報発信力を強化するとともに、特産品の販売についても生産者と消費者双方のコミュニケーションを活性化させ、ICTを最大限活用した取組を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のた			

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	めの施設 ブロードバンド施設 その他の情報化の ための施設 その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他 基金積立 (3) その他			

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と課題

①交通施設の整備

【市道】

本市の道路網は、国道339号、国道101号、主要地方道青森五所川原線、主要地方道屏風山内真部線及び主要地方道鱒ヶ沢蟹田線を都市の骨格とし、他に主要地方道5路線、県道13路線の幹線に連結するように市道が網羅している。また、平成19年12月には、東北縦貫自動車道弘前線の浪岡ICと本市を結ぶ高規格幹線道路津軽自動車道の浪岡五所川原道路、五所川原東インターから五所川原北インター間7.6キロメートルが供用開始され、さらに五所川原西バイパスが平成26年11月に五所川原北インターからつがる柏インターまでの3.8キロメートルで供用開始されている。今後は沿道環境の改善・交通安全の確保を図るため、残るつがる市～鱒ヶ沢町間（柏浮田道路）の早期完成が強く望まれている。

また、国道339号は、本市の都市軸でかつ津軽北部の生活及び産業上の最重要路線であることから、狭隘箇所の改善や歩行者の安全通行確保を図るため、バイパス、歩道の整備や防雪柵の設置が求められている。

本市の市道については、実延長643.84kmに対して、道路改良率88.05%、道路舗装率70.17%となっており、これまでの市道整備によって、交通機能や安全面は着実に改善してきている。

また、本市の管理橋梁は188橋あるが、道路、橋梁ともに市民の安全安心に直結する生活基盤であり、長期的な視点から効率的・効果的に整備、管理していかなければならない。

さらに、冬期間の交通確保、除排雪体制といった雪対策の強化が課題となっている。

表5-①(1) 市道の整備状況

(単位：km、%)

区 分	路 線 数	実 延 長	舗装延長		改良延長	
				舗 装 率		改 良 率
市 道 総 計	1,773	643.84	451.79	70.17	566.90	88.05
1 級	56	105.63	100.67	95.30	103.03	97.54
2 級	67	98.65	72.11	73.09	81.86	82.98
その他	1,650	439.56	279.02	63.48	382.01	86.91

令和7年4月1日現在 (舗装延長は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない。)

(資料：市土木課)

表5-①(2) 橋梁の現況

(単位：m、%)

区 分	橋 梁 数	実 延 長	耐用年数経過		耐用年数経過前	
				(実 延 長)		(実 延 長)
橋 梁 総 計	188	2,848.9	79	854.4	109	1,994.5
15m未満	134	775.9	60	399.1	74	376.8
15m以上	54	2,073.0	19	455.3	35	1,617.7

令和7年4月1日現在

(資料：市土木課)

【農道、林道及び漁港関連道】

農業を基幹産業とする本市にとっては、農作業のための往来・肥料や農薬等の営農資材の運搬・収穫物の搬出作業の効率化を図るため、農道整備の推進が求められている。

林道及び漁港関連道についても計画的な整備が必要となっている。

②交通手段の確保

本市の公共交通機関のうち鉄道については、弘前と東能代を結ぶJR五能線と、本市と中泊町を結ぶ津軽鉄道がある。路線バスについては、五所川原管内の路線バスのターミナルがJR五所川原駅前に位置しており、鉄道・路線バスともに通勤・通学・通院など生活交通手段として利用されているほか、本市を訪れる観光客の移動手段としても利用されている。しかし、モータリゼーションの進展と少子化の影響から、これら公共交通の利用者は年々減少している。

それに加え、運行事業者の乗務員不足などにより本市全域で路線バスの路線廃止や運行本数の削減が行われているため、デマンド交通やライドシェアの制度を活用した様々な交通モードを構築している。

そのため、引き続き関係機関、交通事業者と連携、協力しながら、公共交通の利用促進を図るとともに、市民の生活の足を守るため、持続可能な公共交通網の維持・確保が必要とされている。

(2) その対策

①交通施設の整備

【市道】

市民生活に最も密着した道路である市道については、円滑な交通確保のために、1・2級路線を中心に老朽化した道路や未舗装の道路を計画的に整備していくとともに、老朽化の著しい橋梁については、「五所川原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた効率的で安全な橋梁の整備保全に努めていく。

通学路となっている路線を優先的に、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備するとともに、歩道、側溝、街灯など道路環境の整備に努めていく。

冬期間の円滑な交通確保のため、除雪機械の計画的な更新等による除排雪体制の強化を図る。

【農道、林道及び漁港関連道】

農道については、今後も整備を進め、農作業の効率化を図るとともに、冬期間の安全な通行を確保するために必要となる防雪柵の設置等、適切な維持管理に努めていく。

林道及び漁港関連道についても、適正な森林管理や漁港管理、林業生産や漁業生産の強化を図るために整備を推進する。

②交通手段の確保

移動手段を持たない高齢者などの交通弱者に不可欠な公共交通機関について、鉄道においては、安全性確保のために必要な整備に対する補助を行い、路線バスにおいては必要なバス路線の維持・確保に向けた補助を継続実施し、路線の見直しを行うなど運行サービスの向上を図る。

また、本市街地においてはAIデマンド交通の運行をすることで、買い物・通院など生活の足を確保をする。人口減少や高齢化の進展が著しい地域においては、多様な利用形態を持つコミュニティバスの運行や地域に最低限必要とされる交通需要に見合ったデマンド運行の導入、スクールバス・福祉バスの活用のほか、タクシー事業者のいない地域ではライドシェアの制度を活用した公共交通の構築など住民の交通手段の確保に努めていく。

③施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画との整合性を図り、計画的な維持補修等による施設の長寿命化や財政負担の軽減・平準化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路整備事業 舗装補修事業 広田・尻無線整備事業 排水路整備事業 消融雪施設整備事業 橋梁長寿命化修繕事業 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修及び架け替え スノーステーション改修事業	市 市 市 市 市 市	
	橋りょう			
	その他		市	
	(2) 農道			
	(3) 林道	前田野目馬神線林道整備事業	県	代行事業
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等	地域公共交通確保維持改善事業 津軽鉄道の設備整備に対する補助	市、津軽鉄道株式会社	
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
その他				
(6) 自動車等				
自動車				
雪上車				
(7) 渡船施設				
渡船				
係留施設				
(8) 道路整備機械等	雪寒機械購入事業	市		
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通活性化事業 【事業の概要】 住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを提供する。 【事業の必要性】 将来にわたって持続性と利便性を兼ね備えた各地域の公共交通網を確保し、過疎地域においても誰もが住みやすいまちづくりを推進する必要があるため。 【事業の効果】 交通空白地の解消による買い物・通院など生活に必要な足の維持確保につながる。	市、市地域公共交通活性化協議会		
交通施設維持 その他				

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (10)その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本の方針として、スノーステーションなどその他行政施設は、「施設の機能維持のため、今後も適正な維持管理や修繕を行いながら施設の長寿命化を図っていく。」としており、道路・橋梁施設については「定期点検などの実施により、安全性や劣化状況、損傷状況等の把握に努め、施設の重要性や緊急度など優先順位を総合的に判断し、計画的に維持補修や改修等を実施していくことで、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努めていく。」としている。

本計画では、(2)③施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や財政負担の軽減・平準化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

6 生活環境の整備

(1) 現況と課題

①水道施設

本市の上水道事業は、五所川原・金木地域を対象地域として給水事業を実施している。一方、市浦地域については、津軽広域水道企業団西北事業部が給水事業を実施しており、市域で2つの事業主体が上水道事業を行っている。

これまで施設整備を進めながら加入促進にも努めてきたことによって、令和4年度末の水道普及率は市浦地域の給水人口と合わせて94.8%という高い普及率となっている。

今後も給水人口や給水量が減少し続ける中で必要な量の安全な水の安定供給とともに、上水道事業経営の安定化のために老朽化した施設や老朽水道管、配水管の改修や更新、地震対策の強化を計画的に推進していく必要がある。

表6-①上水道の普及状況

(単位：人、%)

区分	事業主体	給水人口	行政区域内人口	普及率
上水道事業(末端給水)		48,578	51,263	94.8
五所川原・金木地域	市	46,823	49,414	94.8
市浦地域	企業団	1,755	1,849	94.9

令和5年3月31日現在(人口には、外国人登録人口を含む)

(資料：市上下水道部)

②下水処理施設

本市の下水処理施設は、五所川原地域の市街地区域においては汚水・雨水事業による公共下水道事業によって、その他の区域においては、各集落の実情を踏まえながら、農(漁)業集落排水事業等により整備を進めてきたところである。また、公共下水道事業、集落排水事業の対象区域外については、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しており、平成20年度末の合併処理浄化槽の汚水処理人口3,585人に対し、令和5年度末では11,282人と大きく増加しており、河川等の水質負荷軽減を図ってきたところである。

これらの下水処理施設は、各集落における快適な生活環境の確保や水害等の未然防止、水資源の循環機能等に大きな役割を担っているところであるが、全市域を短期間で整備することは困難であることから、地理的な条件や下水処理に係るコストなど総合的に検討した上で、地域にあった施設を計画的かつ段階的に整備していく必要があるとともに、既整備施設の損傷・劣化等を把握し、適正な維持管理を行っていく必要がある。

表6-② 汚水処理人口普及率の状況

(単位：人、%)

区分	汚水処理人口	住民基本台帳人口	汚水処理人口普及率	処理区域
公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む)	18,756		37.3	五所川原旧市街地、相内地区ほか
農(漁)業集落排水事業	2,260		4.5	梅田、藻川、蒔田、十三地区
合併処理浄化槽	11,282		22.4	上記以外の区域
合計	32,298	50,257	64.3	

令和6年3月31日現在(汚水処理人口普及率はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない)(資料：市下水道課)

③廃棄物処理施設

本市のごみ処理については、可燃ごみを本市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で構成されるつがる西北五広域連合の西部クリーンセンターにおいて共同処理しているほか、不燃ごみについては、本市の一般廃棄物最終処分場に埋立処分している。また、し尿処理については、公共下水道整備区域では本市の浄化センターで処理し、農（漁）業集落排水処理区域の排水処理施設において発生する汚泥や、一般家庭等から発生するし尿、汚泥はつがる西北五広域連合の中央クリーンセンターで共同処理している。

本市では、これまでリサイクルの推進に取り組んできたが、一人当たりのごみ排出量が微減程度に留まっていることから、処理人口の減少にもかかわらず、ごみの総排出量は大きな減量とはなっていない。このため、今後は分別収集の徹底及びリサイクルの推進を通じて、ごみの減量化を図る必要がある。し尿処理についても、処理人口が減少傾向にあるが、し尿処理搬入量そのものは横ばいで推移していることから、今後も施設の適切な維持管理により長寿命化を図っていく。

また、つがる西北五広域連合のごみ処理施設及びし尿処理施設、本市の一般廃棄物最終処分場などの施設については、ごみの減量化とあわせて、適切な維持管理により長寿命化を図っていくことが重要である。特に、ごみ処理施設である西部クリーンセンターは、竣工から38年が経過しており、各種設備の老朽化が進んでいる。一方、し尿処理施設である中央クリーンセンターについては平成23年度から新設した施設で供用を開始している。

表6-③(1) じん芥処理の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
処理人口（人）	54,867	54,041	53,346	52,104	51,263	50,257	
じん芥 処理量 （t）	可燃系ごみ	16,234	15,829	15,420	15,546	15,033	14,483
	不燃系ごみ	1,215	1,237	1,250	1,218	1,262	1,192
	リサイクル	3,229	3,185	2,953	3,006	3,034	2,839
	総排出量	20,678	20,251	19,623	19,770	19,329	18,514
一日平均処理量（t）	56.7	55.5	53.8	54.2	52.9	50.7	
一人一日平均処理量（g）	1,033	1,024	1,008	1,030	1,022	997	

処理人口は各年度末現在

（資料：市環境対策課）

表6-③(2) し尿処理の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年	
し尿処理 搬入量	生し尿 （kL）	5,793	5,391	5,331	4,834	5,222	5,057
	浄化槽 汚泥（kL）	19,405	19,033	19,225	20,014	19,951	18,731
	合計	25,198	24,424	24,556	24,848	25,173	23,788
残渣量（t）	821	848	776	893	980	900	

処理人口は各年10月1日現在

（資料：つがる西北五広域連合）

④火葬場

本市の火葬場は、「五所川原市葬祭苑」、「五所川原市金木斎場」及び「五所川原市市浦露草斎苑」の3施設で構成されているが、いずれの施設においても老朽化が進行しており、施設の維持管理の観点から改修が必要な状況となっている。

⑤消防救急施設

本市の消防・救急体制については、本市、鶴田町、中泊町で構成される五所川原地区消防事務組合において、地域住民の安全を確保している。また、市内各地域の集落単位で消防団（分団）が組織されており、火災や災害など非常事態へ対応する消防防災体制を確保しているところである。

しかし、近年の人口流出や過疎化の影響で、消防団の高齢化や団員の確保が困難となっている地域もあることから、今後は団員不足への対応を検討するとともに、老朽化が進んでいる消防団施設等を計画的に更新していく必要がある。

また、安全な地域生活を確保するためには、消防だけではなく、地域住民一人一人が防災意識をもって連携協力していくことが必要とされており、共助の仕組みに基づいた自主防災組織の育成について支援している。平成22年には8団体のみであった自主防災組織も令和7年4月1日現在では65団体に増えており、地域の連帯感や地域コミュニティの向上が図られ、災害時において自発的に協力しあう体制を構築している。

表6-⑤ 五所川原市の消防力（非常備）の状況

（単位：人、台、基）

消防団			自主防災組織		消防ポンプ自動車等現有数				消防水利	
消防団数	分団数	団員数	組織数	隊員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ自動車	手引動力ポンプ	広報車	消火栓	防火水槽
1	22	705	65	23,548	9	68	4	1	951	204

令和7年4月1日現在

（資料：市防災管理課）

⑥公営住宅

本市の市営住宅については、昭和40年代から昭和50年代に建設されたものが大半を占めており、老朽化が著しく進行している。また、その他の市営住宅も標準的な修繕周期を超えており雨漏りの発生等、住環境が良好とは言えない状況である。

このことから、建物の活用計画及び早期の修繕・改善の計画を定め、長寿命化に向けた維持管理を実施する必要がある。

表6-⑥ 五所川原市の市営住宅の概況

区分	住宅団地数		住宅戸数
		うち昭和40年～50年代建設団地	
市営住宅	15 団地	10 団地	1,409 戸
五所川原地域	5 団地	1 団地	1,044 戸
金木地域	9 団地	8 団地	337 戸
市浦地域	1 団地	1 団地	28 戸

令和7年3月31日現在

（資料：市建築住宅課）

⑦墓園

本市では、「五所川原市長者森平和公園」及び「五所川原市芦野霊園」の2か所に墓園を設置しているが、現在、空き区画が少ない状況にある。今後、核家族化や少子化の進行に伴い、跡継ぎが不在となる墓地の増加が懸念されることから、管理不全となる墓地の発生を未然に防止するための取組を推進していく必要がある。

(2) その対策

①水道施設

安全でおいしい水を供給するために、水源の保全に向けた水源監視や、取水から給水までの水質管理を行うとともに、水道施設の適正な管理に努め、老朽化した石綿セメント管や配水管については、地震対策の強化を含め、「五所川原市水道事業ビジョン」に基づき計画的に更新整備していく。

②下水処理施設

公共下水道事業については、生活環境の改善と公共用水域の保全を目的として管路施設を整備するとともに、市街地の雨水を排除するため、雨水幹線の維持管理に努めていく。

また、老朽化した管路施設と浄化センターなどの処理施設について「五所川原市下水道ストックマネジメント計画」を策定しており、計画的に改築更新していく必要がある。

農（漁）業集落排水事業については、水洗化率が低い集落もあることから、引き続き集落内各戸の水洗化を促進し、農（漁）村内の生活環境の整備を図るとともに、処理施設の適正な管理に努めていく。

公共下水道、農（漁）業集落排水事業等の集合処理区域外についても積極的に合併処理浄化槽の設置を推進していく。

③廃棄物処理施設

本市では、これまでと同様に、学校教育及び社会教育など、あらゆる機会を活用し、市民に対してごみの分別収集及び資源ごみ回収の重要性について啓発を行い、ごみの減量化に向けた取組を推進している。

平成27年にはプラスチック類処理施設を整備し、同年8月から家庭ごみにおけるプラスチック類の分別収集を開始しており、正しい分別の実施により、ごみではなく資源としてのリサイクルを推進している。

一般廃棄物最終処分場については、ごみの減量化及び適切な維持管理により施設の長寿命化を図っているが、令和15年度には埋立容量の限界に達する見込である。そのため、搬入停止に至る前に、新たな処分場の整備が必要である。また、埋立処分が終了した最終処分場においては、処理施設の除去等が必要となる。

つがる西北五広域連合のごみ処理施設及びし尿処理施設については、構成市町との連携のもと、適切な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図る。特に、ごみ処理施設である西部クリーンセンターは、各種設備の老朽化が進んでおり、広域的なごみ処理体制の構築に向けて、2市4町が共同で利用する新たなごみ処理施設の整備が必要である。また、し尿処理施設である中央クリーンセンターについても、令和13年度に竣工から20年目を迎えることから、ごみ処理施設整備の進捗状況や財

政負担を勘案したうえで、基幹的設備改良事業を検討していく必要がある。

④火葬場

計画的な維持管理に努めるとともに、施設及び設備の修繕等を適切に実施することにより、利用者の利便性の確保及び斎場の環境整備を図るものとする。

⑤消防救急施設

消防・救急施設については、これまでに引き続き地域住民の安全を確保するため、五所川原地区消防事務組合の消防施設や消防車両などの整備を計画的に進めていく。また、救急についても、地域住民の生命に直接影響することから、救急救命士の育成と救急車両の整備に努めていく。

地域消防防災力の要となる消防団施設については、老朽化する消防ポンプ積載車や格納庫等の整備を計画的に進めるとともに、消火活動が迅速に展開されるように、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備を推進していく。

自助・共助の機能強化による災害に強い地域づくりを推進していくために、地域防災リーダーの育成や訓練・研修機会の創出など、自主防災組織の立ち上げ及び活動継続の支援に引き続き努める。

⑥公営住宅

「五所川原市市営住宅長寿命化計画」に基づいて、入居者の安全性の確保と長期的な維持管理を可能にする市営住宅の計画的な改修・整備に努めていく。

⑦墓園

将来における墓地の管理不全を防止するため、縁故者情報の事前把握をはじめ、無縁化した墓地の整理に効果的な役割が期待される合葬墓の整備について検討を進めていくものとする。

⑧施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画との整合性を図り、施設の長寿命化や人口規模、ニーズに即した集約化、新設を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道 その他			
	(2) 下水処理施設 公共下水道	汚水管渠整備事業 汚水管渠築造、公共樹設置	市	
		汚水管渠更新事業	市	
		公共下水道施設更新事業 特定環境保全公共下水道施設更新事業	市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	農村集落排水施設	農業集落排水施設整備事業 漁業集落排水施設整備事業	市 市	
	地域し尿処理施設 その他	浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽設置に対する市単独補助	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	五所川原市一般廃棄物最終処分場整備事業 ごみ処理施設整備事業	市	
	し尿処理施設	し尿処理施設基幹的設備改良事業	つがる西北 五広域連合 つがる西北 五広域連合	
	その他			
	(4) 火葬場	葬斎苑等大規模改修事業	市	
	(5) 消防施設	消防車両等整備事業	市、五所川 原地区消防 事務組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅建替事業 公営住宅改善事業	市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 環境 危険施設撤去 防災・防犯	公共施設等配置適正化事業 【事業の概要】 消防屯所として使用していた施設であるが、老朽化により別屯所へ機能を移しており、現在は使用されておらず、今後の利用予定もないため除却する。 【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく、転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。 【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、地域住民の安全安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。	市	
	その他	公共施設等配置適正化事業 【事業の概要】 ・長者森平和公園公衆トイレ 建築から45年以上経過し、老朽化が進んでいるため除却する。 ・公営住宅 老朽化が著しく耐震基準を満たしていない市営住宅を除却する。 【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく、転用など再活用が見込めず、放置す	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (8) その他	ることにより、地域住民に危険を及ぼし 周辺の景観を損なうおそれがあるため、 計画的に除却していく必要がある。 【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある 建物を除却することで、住民の安全安心な 生活環境が維持され、良好な景観の 保護にもつながる。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本的方針として、消防施設は「災害時における現場対応拠点として、防災機能の強化や消防能力の維持のため、より効率的な消防施設のあり方について検討する。」とし、供給処理施設は「人口減少や利用需要の変化を見据え、施設の適正総量と適正配置について検証を行い、広域連携など施設のあり方について検討する。」、葬斎苑などその他施設は「人口減少や利用需要の変化を見据え、施設の適正総量と適正配置について検証を行い、広域連携や時代のニーズに応じた施設のあり方について検討していく。」、公営住宅は「類似団体と比較して、非常に多くの施設を保有している。「五所川原市市営住宅長寿命化計画」に基づき、将来的な人口減少や空き家の増加、利用者ニーズの変化、需要と供給のバランスなどを見据え、施設総量の縮減を積極的に実施していく。あわせて、既存民間住宅ストック活用の可能性などについて検討する。」、上下水道施設は「水道事業・工業用水道・下水道事業経営戦略」に基づき、将来に渡って安全で安心な水と衛生的で快適な生活環境を維持するため、ライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的な管理運営に努めていく。」としている。

本計画では、(2)⑧施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や人口規模、ニーズに則した集約化、新設を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と課題

①子育て支援

全国的に核家族化の進行や女性の社会進出機会の増加、就業形態の多様化から、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化している。また、地域における人と人とのつながりが希薄となり、身近に相談できる人、協力・支援できる人が少なくなっていることから、子育てに不安や孤立感、負担感を感じる家庭も増えており、保育ニーズが多様化している。

本市の出生数は減少傾向にあり、また、1人の女性が一生に産む子どもの平均数とされる合計特殊出生率についても全国平均を下回っている状況にある。

平成24年度に成立した「子ども・子育て関連3法」を受け、本市では平成27年度に「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に係る各施策を総合的かつ一体的に進めてきた。

その後、当該計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、様々な観点での施策・事業等の見直しや子ども・子育て会議等での議論を踏まえて、令和7年3月に策定した「五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画」を基に、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現されることを目指して、各種事業を展開している。

表7-①(1) 出生数・率の推移

(単位：人、%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
県全体出生数	13,972	12,920	10,524	9,711	8,621	6,837	5,696
五所川原市出生数	579	543	443	374	325	251	197
(各年10月1日人口)	(63,383)	(63,208)	(62,181)	(58,421)	(55,181)	(51,316)	(49,938)
出生率	9.1	8.6	7.1	6.4	5.9	4.9	4.0
()内は県出生率	(9.4)	(8.8)	(7.3)	(7.1)	(6.6)	(5.5)	(4.8)

出生数は各年1月1日から12月31日までの累計値

(資料：青森県保健統計年報)

表7-①(2) 合計特殊出生率の推移

区分	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
五所川原市	—	—	1.29	1.34	1.37	1.28
(五所川原市)	1.56	1.57	—	—	—	—
(金木町)	1.58	1.62	—	—	—	—
(市浦村)	1.51	1.59	—	—	—	—
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
青森県	1.56	1.47	1.29	1.38	1.43	1.33
全国	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33

市町村は5年毎のデータ集計

(資料：青森県人口動態統計)

表7-①(3) 保育所の現況

(単位：保育所数、人)

区 分	平成 17 年		平成 27 年		令和 6 年	
		うち市 立保育 所分		うち市 立保育 所分		うち市 立保育 所分
認可保育所数	24	5	10	1	3	0
定 員	1,580	310	570	40	90	0
措置人員	1,547	248	441	28	71	0
3歳未満児	476	57	162	8	23	0
3歳児	332	53	89	8	12	0
4歳以上児	739	138	190	12	36	0

各年4月1日現在

(資料：市子育て支援課)

表7-①(5) 幼稚園の現況

(単位：幼稚園数、人)

区 分	令和6年
幼稚園数	3
定 員	65
入園人員	45
3歳児	10
4歳以上児	35

4月1日現在 (資料：市子育て支援課)

表7-①(4) 認定こども園の現況

(単位：認定こども園数、人)

区 分	令和 6 年
認定こども園数	20
うち幼保連携型	14
うち幼稚園型	1
うち保育所型	5
定員	1,383
うち幼保連携型	1,148
うち幼稚園型	35
うち保育所型	200
入園人員	1,180
うち幼保連携型	1,003
3歳児未満	386
3歳児	199
4歳以上児	418
うち幼稚園型	24
3歳児未満	7
3歳児	1
4歳以上児	16
うち保育所型	153
3歳児未満	57
3歳児	34
4歳以上児	62

4月1日現在 (資料：市子育て支援課)

②高齢者支援

国勢調査によると、本市の65歳以上の占める割合は平成27年が31.6%、令和2年は35.7%で、この5年間においても高齢化率は上昇している。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17年には45.3%と増加するほか、75歳以上、85歳以上の割合も増加が見込まれている。また、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみで生活する世帯や認知症高齢者も増加が見込まれる。

本市においても「豊かな長寿社会、地域共生社会の実現」を目指して、「五所川原市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を令和5年度に策定しているが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要とされている。

地域にとって、高齢者がこれまでの生活の中で培ってきた豊かな経験と知識は、地域の大切な財産、資源ともいえ、元気な高齢者を増やしていく取組も、人口減少が加速度的に進む社会において、重要な課題である。

表 7-② (1) 高齢者人口の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
		総人口比		総人口比		総人口比		総人口比
総 人 口	62,181		58,421		55,181		51,415	
65 歳以上	15,553	25.0	11,802	20.2	17,433	31.6	18,363	35.7
75 歳以上	6,783	10.9	8,416	14.4	9,367	17.0	9,807	19.1
1人暮らし高齢者	2,197	3.5	2,456	4.2	2,912	5.3	3,359	6.5

(資料：国勢調査)

表 7-② (2) 高齢者人口の推計

(単位：人、%)

区 分	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年	
		総人口比		総人口比		総人口比
総 人 口	47,437		43,398		39,410	
65 歳以上	18,555	39.1	18,350	42.3	17,855	45.3
75 歳以上	10,446	22.0	10,835	25.0	10,891	27.6
85 歳以上	3,890	8.2	3,820	8.8	4,206	10.7

各年 10 月 1 日

(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」)

③障がい者支援

平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行された。この法律の施行により、障がい者の範囲に新たに難病患者を加え対象の拡大が図られ、またグループホームへの一元化や障害支援区分の導入など、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策が講じられた。本市においては、令和 4 年 3 月に、「障害者基本法」に基づく「五所川原市第 4 期障害者計画」を策定し、障がいのある方もない方も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、各種施策を推進している。また、「五所川原市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を令和 6 年 3 月に策定し、本計画に基づき、地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 8 年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取組を定め、国の制度や地域の実情に応じて事業を展開している。

④健康づくり支援

本市では三大死因である生活習慣病の悪性新生物、心疾患、脳血管疾患による死亡が約半数を占めている状況が続いていることから、引き続き、市民の生活習慣病予防に努め、高齢になっても自立した生活を送ることができるよう健康寿命延伸を目指すとともに、潜在的にある自殺リスクに対する対応を含め、こころと身体の健康づくりに努めていく必要がある。

表 7-④ (1) 主要死因別死亡者数と構成比

(単位：人、%)

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 5 年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
生活習慣病（3大死因）	415	56.9	396	54.3	427	54.1	411	51.4	448	46.1
脳血管疾患	99	13.6	65	8.9	75	9.5	50	6.2	70	7.2
悪性新生物	221	30.3	233	32.0	245	31.0	242	30.3	248	25.5
心疾患	95	13.0	98	13.4	107	13.6	119	14.9	130	13.4
その他の死因	314	43.1	333	45.7	363	45.9	388	48.6	524	53.9
肺炎	61	8.4	84	11.5	86	10.9	50	6.3	75	7.7
老衰	25	3.4	36	4.9	39	4.9	62	7.8	102	10.5
自殺	35	4.8	27	3.7	11	1.4	9	1.1	8	0.8
糖尿病	5	0.7	13	1.8	7	0.9	10	1.2	8	0.8
腎不全	11	1.5	20	2.8	15	1.9	18	2.3	26	2.7
その他	177	24.3	153	21.0	205	25.9	239	29.9	305	31.4
合計	729	100.0	729	100.0	790	100.0	799	100.0	972	100.0

各年末現在

(資料：青森県保健統計年報)

(2) その対策

①子育て支援

保育所（園）等を核とした地域子育て支援拠点事業による子育て支援サービスの充実や、幼稚園等が行っている各種子育て支援事業、認定こども園が実施する子育て支援事業、ファミリー・サポート・センター事業を推進しつつ、民間・ボランティア団体など多様な主体と連携を図り、地域におけるきめ細かな子育て支援サービス、子育て家庭が利用しやすいサービスの充実を図っていく。また、拠点となる民間保育所や認定こども園の中には老朽化が進んでいる施設もあり、このような施設の整備を進める。

②高齢者支援

高齢者が生きがいを感じながら可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しながら、その環境の整備を図るため、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域福祉センター、その他の高齢者福祉関連施設等の充実と整備を行う。また、高齢者にとって大変な負担になる冬の除雪に対する支援事業や、高齢者宅を訪問し安否確認を行う事業など、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、生活全般にわたる地域ぐるみの在宅福祉サービスに対する支援を行う。高齢者の社会参加と生きがいづくりを促す老人クラブや生涯学習活動への支援、社会福祉協議会、ボランティア・市民団体など高齢者を取り巻く多様な主体が緊密に協力し連携しあう社会を形成することにより「元気な高齢者」の拡大を目指す。

③障がい者支援

障害福祉サービスは、関係機関との連携・協力で推進されており、今後も、つがる西北五広域連合

における自立支援協議会と連携しながら地域の課題を抽出し、連携を図っていく。それぞれの障がいに応じた支援を行うため、相談支援機能を強化し、障がいのある方々のニーズを的確に把握した上でサービスを充実させ、サービスの計画的な実施に努めていく。

④健康づくり支援

健康寿命の延伸を目指し、ライフステージに応じた食生活、運動等の健康的な生活習慣を基礎とした健康づくりを推進するとともに、市民一人一人のヘルスリテラシー（健康や医療の情報を適切に活用する力）の向上を図るため、健康増進事業を推進する。また、生活習慣病の発症予防や早期発見、早期治療のためには各種健診及び精密検査の受診が有効であることから、これらの受診率向上に努めていくとともに、感染症対策のため予防接種事業を適切に実施していく。

⑤施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画との整合性を図り、施設の長寿命化や人口規模、ニーズに則した集約化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設	就学前教育・保育施設整備事業 民間認定こども園建替え等に対する補助	市、社会福祉法人	
	(2) 認定こども園			
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム 老人福祉センター	金木中央老人福祉センター大規模改修事業	市	
	その他			
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター			
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり				

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他 基金積立 (9)その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本的方針として、保健・福祉施設は「高齢者施設については、将来的に老年人口割合は上昇するものの、老年人口が減少していくことを見据え、地域的特性や高齢者ニーズなどを踏まえつつ、施設の民間移譲や廃止、民間活力の活用について検討していく。働く婦人の家については、将来的な世代別人口推計や利用需要の変化などを見据え、代替施設や類似施設の活用等について検討していく。」とし、子育て支援施設は「将来の児童数を見据え、地域の他施設への統合や広域連携などについて検討していく。」としている。

本計画では、(2)⑤施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や人口規模、ニーズに則した集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

8 医療の確保

(1) 現況と課題

本市の病床を保有する医療施設は、表8(1)五所川原市内の病床を保有する医療施設(病院)と病床数についてのとおりで、連立立病院(2施設)、民間病院(3施設)のほか、診療所(32施設)が存在する。病院の一般病床440床全てが連立立病院の病床であり、地域医療の中心的な役割を担っている。こうした中、本市を含む西北五圏域は青森県内でも人口10万人あたりの医療施設従事医師数が上十三地域に次いで県内で2番目に低く、医師不足を解消することが圏域医療の充実にとって大きな課題となっている。表8(2)青森県内各保健医療圏の医療施設従事医師数の推移のとおり、本課題は一自治体だけの取組では解決できないことから、平成12年度からつがる西北五広域連合を事業主体として、新たな地域医療体制の構築を目指し、自治体病院機能再編成に取り組んできた。

具体的には、圏域全体の医療提供サービスを充実させるために、圏域の自治体病院の機能を分化して新たな中核病院とサテライト医療機関に再編成し、これら医療機関が連携することで限られた医療資源を効率的に活用し、当圏域における持続可能な医療提供体制の構築を目指すものである。

本市においては、平成24年度にかなぎ病院がサテライト病院として、平成26年度につがる総合病院が中核病院として開院したことにより、自治体病院機能再編成におけるハード面においては、一定の区切りがついたが、本市が市浦地域に開設している市浦医科・歯科診療所(市浦総合保健施設)と連携し、二次保健医療圏として完結した医療の提供や医療の質の向上を図るためには、地域医療構想なども考慮しながら、医療施設や医療機器の充実をはじめ、医師確保のための財源確保や要望活動を継続していく必要がある。

表8(1)五所川原市内の病床を保有する医療施設(病院)と病床数について

区 分	病 床 数				
	一般	療養	精神	感染症	合計
連立立病院 計	440	20	44	4	508
つがる総合病院	390	0	44	4	438
かなぎ病院	50	20	0	0	70
民間病院 計	0	103	60	0	163
増田病院	0	75	0	0	75
布施病院	0	0	60	0	60
医療法人慈仁会尾野病院	0	28	0	0	28

令和7年5月1日現在

(資料：東北厚生局「コード内容別医療機関一覧表」)

表 8 (2) 青森県内各保健医療圏の医療施設従事医師数の推移

(単位：人)

区 分	平成 26 年		平成 28 年		平成 30 年		令和 2 年		令和 4 年	
	実数	人口 10 万対	実数	人口 10 万対	実数	人口 10 万対	実数	人口 10 万対	実数	人口 10 万対
青森県の医師数	2,681	203.0	2,702	209.0	2,712	214.7	2,773	224.0	2,795	232.1
青森圏域	680	216.6	686	223.3	709	235.9	697	236.7	693	240.7
八戸圏域	608	186.6	610	190.2	591	188.3	621	201.2	639	210.7
津軽圏域	907	308.3	909	314.9	917	324.9	954	347.4	981	232.1
西北五圏域	165	122.4	164	126.8	171	137.5	167	138.9	167	144.3
上十三圏域	217	122.5	224	128.4	222	129.8	230	138.3	212	129.5
下北圏域	104	137.2	109	148.7	102	144.5	104	152.9	103	157.3

各年末現在

(資料：青森県保健統計年報)

(2) その対策

つがる西北五広域連合立の5つの医療機関及び市浦総合保健施設の連携を強化しながら、さらなる常勤医の確保を推進するとともに、医療施設、医療機器、医療情報システム等の充実、災害拠点病院としての機能充実など、適切な医療を地域全体で提供する体制や医療機能の強化を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画との整合性を図り、中長期的な視点で施設の長寿命化を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車（艇） その他	医療機器整備事業 診療所設備整備事業 市浦総合保健施設等	市、つがる 西北五広域 連合 市	
	(2) 特定診療科に係る診療施設 病院 診療所 巡回診療車（船） その他 (3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	医師確保対策事業 【事業の概要】 つがる西北五広域連合で実施する医師確保対策に要する経費について、負担金を拠出する。 【事業の必要性】		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	民間病院 その他 基金積立 (4) その他	西北五地域は県内の他圏域と比較しても医師が少なく、過酷な労働環境の改善に至っていない状況であり、より良い労働条件の整備と勤務環境の改善が必要不可欠である。 【事業の効果】 勤務医の定着を図ることで、質の高い地域医療の確保につながる。		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本方針として、保健・福祉施設について「市浦総合保健施設については、地域的特性を踏まえつつ、中長期的な視点で施設の長寿命化を図る。」としている。

本計画は、(2) その対策にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や人口規模、ニーズに則した集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

9 教育の振興

(1) 現況と課題

① 学校教育

表9-①(1) 小学校の概況(2) 中学校の概況のとおり本市の小中学校の児童生徒数の減少は著しく、学校規模の適正化と校舎の耐震化の対応として、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、平成22年度から計画的に小中学校の統廃合が実施された。

また、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援や、生活や学習に様々な困難を抱えている児童生徒への対応が課題となっており、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援や、家庭や地域、各種関係機関との連携の充実に努めることが必要である。地域と連携した活動の調整が難しくなり、学校と家庭・地域とのつながりの希薄化が課題となっていることから、家庭・地域・学校の連携推進が一層求められている。

加えて、1日の大半を過ごす学校が子どもにとって安全安心な場となるよう、老朽化した学校施設の改修や通学支援環境の整備が進められるとともに、生きる力を育み、一人一人の個性・能力を伸ばして国際化・情報化時代に対応した人材育成を図るため、きめ細かな指導体制の充実に努める必要がある。

表9-①(1) 小学校の概況

(単位：学校、人、学級)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
学校総数	24	24	18	16	11	11	11
児童総数	4,661	4,027	3,717	3,268	2,503	2,146	1,990
教員総数	305	302	261	241	193	190	176
学級総数	197	190	164	146	117	119	111
単式学級	180	167	152	126	95	90	80
複式学級	7	11	3	6	2	3	3
特別支援学級	10	12	9	14	20	26	28

各年5月1日現在

(資料：学校基本調査)

表9-①(2) 中学校の概況

(単位：学校、人、学級)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
学校総数	8	8	7	7	6	6	6
生徒総数	2,513	2,244	1,883	1,801	1,632	1,130	1,033
教員総数	157	160	157	144	127	115	115
学級総数	78	72	67	62	58	49	48
単式学級	71	68	60	56	50	38	38
複式学級	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学級	7	4	7	6	8	11	10

各年5月1日現在

(資料：学校基本調査)

②社会教育、スポーツ・レクリエーション

情報化、国際化社会の進展と個人の価値観やライフスタイルの多様化から、自己啓発・自己実現への欲求が高まり、社会教育の充実やスポーツ・レクリエーション活動に対する市民のニーズは多様化している。

そのため、市民一人一人が学びたい時にいつでも楽しく学び、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、集会施設、社会教育施設や体育施設等の整備、活発な世代間交流の促進、多様な学習機会やスポーツの講習会の提供を充実させることが求められている。

(2) その対策

①学校教育

小中学校の少子化に対応しつつ、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討しながら、学校施設等の改修を計画的に進めており、今後も児童生徒にとって安全安心な教育環境、校舎等の整備及びスクールバス等の通学支援環境の整備を推進していく。加えて、インターネット等を活用した情報活用能力を育成しながら、主体的・協働的な学びと学力向上を図るため、ICT教育環境の整備を計画的に推進する。

また、中学校区での小・中連携による協働学習や社会教育施設との連携、ICTを活用した多様な学習機会の確保、学校教育支援員の配置による支援体制整備や、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを明確にした個別の教育支援計画等の作成・活用により、教育の質の維持・向上及び支援の充実を図っていく。

さらに、地域の教育資源を活用した学習活動や地域行事への参加、学校行事への招待など、学校が地域コミュニティの核となる役割を担うことで、家庭・地域・学校の連携を推進するほか、市内小中学校児童生徒へ安全安心な学校給食を提供するために給食施設・設備の整備を確実にを行うとともに、学校給食を生きた教材として活用し食育の推進を図っていく。

加えて、本市には、専修教育機関である五所川原市立高等看護学院があり、医療の担い手育成は地域の持続的発展に欠かせないことから、五所川原市立高等看護学院の老朽化した施設の存廃の検討及び在学生に対する支援等を行っていく。

②社会教育、スポーツ・レクリエーション

地域住民の多様なニーズに応えるため、公民館や図書館等の機能を充実させ、その活用の促進を図る。また、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出、アクセスのしやすさ、拠点施設の整備等も進める。

さらに、生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の整備・維持管理、地域住民のレクリエーション活動や健康づくりがより活発に行われるよう都市公園やその他施設の整備を計画的に進めていく。

③施設水準の目標

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画との整合性を図り、施設の長寿命化や集約化、新設を行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校 建替え・大規模改修事業 建替え・大規模改修等	市	
		小中学校 長寿命化改修事業 屋根・外壁改修、バリアフリー改修、LED化改修等	市	
	屋内運動場	体育館整備事業 冷暖房設備の整備、LED化改修等	市	
	屋外運動場			
	水泳プール			
	へき地集会施設			
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	市	
	給食施設	給食施設・設備整備事業	市	
	その他			
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館整備事業 中央公民館等	市	
	集会施設	集会施設整備事業 集会所・コミュニティセンター等の整備	市	
	体育施設	体育施設改修事業 金木運動公園、B&G 海洋センター、市営球場、市民体育館等	市	
図書館	図書館サービス環境整備事業	市		
その他	公園施設等整備事業 都市公園、農村公園、芦野公園、児童遊園地等	市		
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
幼児教育				
義務教育				
高等学校				
生涯学習・スポーツ	図書館サービス環境整備事業 移動図書館車購入、図書館システム更新	市		
	【事業概要】 市内小中学校の児童・生徒に多様な資料及び図書館サービスを届けるために、定期的に訪問する移動図書館車を導入する。また、ICTを活用し分館から本館といった遠隔地でも調査相談等が可能な図書館システムへと更新する。			
	【事業の必要性】 人口減少と高齢化に伴い、図書館サービスや生涯学習支援そのものの在り方も変化が必要となってきている。			

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p data-bbox="502 376 576 405">その他</p> <p data-bbox="502 1709 600 1771">基金積立 (5) その他</p>	<p data-bbox="740 232 890 262">【事業の効果】</p> <p data-bbox="740 271 1161 371">人口減少や少子高齢化社会に伴う諸課題に対応した持続的な図書館サービスの提供体制が構築される。</p> <p data-bbox="740 380 1023 409">公共施設等配置適正化事業</p> <p data-bbox="740 418 890 448">【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="740 456 1161 535">・学校教育関連施設（高等看護学院） 老朽化が進んでいる学校教育関連施設を除却する。 <li data-bbox="740 544 1161 667">・集会施設（戸沢集会所、元町集会所、金山集会所、姥范集会所、川倉集会所、旭ヶ丘集会所、蒔田集会所、雲雀野集会所、嘉瀬西部コミセン） 老朽化が進んでいる集会施設を除却する。 <li data-bbox="740 676 1161 754">・金木公民館 建築から50年以上経過し、建物の老朽化が著しく、転用は見込めないため除却する。 <li data-bbox="740 763 1161 1077">・公園施設（狼野長根公園、津軽フラワーセンター、大沼公園、ひまわり児童公園、菊ヶ丘運動公園、不動公園、旭町児童遊園地、平和町児童公園、ふじまき児童公園、かまや児童公園、とがわ児童公園、ひなた児童公園、北部公園、堺野沢ため池公園、芦野公園） 老朽化が進んでいる公園施設を除却する。 <li data-bbox="740 1086 1161 1332">・その他施設 （旧若山地区消防屯所、旧浅井消防屯所、旧毘沙門小学校、旧市民プール、旧戸沢消防屯所、旧勤労青少年ホーム） 老朽化が進んでいるその他施設を除却する。 <p data-bbox="740 1341 911 1370">【事業の必要性】</p> <p data-bbox="740 1379 1161 1525">上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。</p> <p data-bbox="740 1534 890 1563">【事業の効果】</p> <p data-bbox="740 1572 1161 1718">地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本的方針として、集会施設は「類似団体と比較して、非常に多くの施設を保有している。地域活動の拠点や災害時の緊急避難場所としての役割はあるものの、老朽化が著しい施設も多く、また、利用頻度が少ない、利用者がほとんどいな

い、という施設も数多くあることから、施設のあり方と配置を見直し、総量を縮減していく。廃止となる地域の集会所については、その役割や特性から、地域の町内会等と協議の上、譲渡も視野に検討する。」とし、図書館は「市民の生涯学習の場としての役割を踏まえつつ、学校図書館等との連携や民間活力の活用、他公共施設との複合化などについて検討する。」、スポーツ施設は「用途が類似する施設については統合を、特定の人や団体等のみが利用している施設などは民間移譲を、利用者が少ない施設などは廃止を検討していく。また、人口減少や利用需要の変化を見据え、学校施設などの利活用や広域連携について検討する。」、学校教育系施設は「市内の小・中学校施設については、五所川原市教育委員会が策定した「五所川原市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、学校再編について実施していく。また、地域の核となる施設として、防災拠点や地域コミュニティの場としてなど、様々な活用方法について検討する。高等看護学院校舎については、老朽化が著しいことから、施設の存廃について検討する。」、公園施設は「五所川原市公園施設整備計画」に基づき、公園が持つ特色や地域特性を生かした整備や改修を行う。将来的な世代別人口推計や利用者ニーズの変化を見据え、民間活力の活用や周辺公共施設との連携など、時代のニーズに応じた施設の管理運営、適正配置・適正総量に努める。」としている。

本計画では、(2)③施設水準の目標にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や集約化、新設を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

10 集落の整備

(1) 現況と課題

本市は、五所川原地域、金木地域、市浦地域の3地域で構成されており、令和7年8月末の町内会の組織数は五所川原地域が171団体、金木地域が84団体、市浦地域が12団体で合計267団体の町内会が存在する。町内会のほかにも、婦人会、子ども会、青年団、消防団、老人クラブなどの地域コミュニティが複合的に存在し社会生活圏を形成してきた。これらの地域コミュニティの役割は、冠婚葬祭、福祉、教育、防災等の生活に関する相互扶助、祭り等の地域の伝統文化の継承、地域全体の課題に対する意見調整など多岐にわたる。現状でも、行政と相互に協力しよりよいパートナーシップを築いている。

市全体で人口減少と高齢化が進行しており、買い物や医療サービスを受けるための交通手段の確保、農林水産業の維持が困難になり、空き家や遊休農地の増加などが見られるとともに、地域コミュニティの弱体化が危惧されている。また、空き家については、老朽化したものが周囲や通行人に危険をもたらすこともあり、その解体が課題となっている。

(2) その対策

地域住民自らが地域の現状について見つめ直し、地域を維持、活性化していくための課題や将来像などについて話し合いを行う場づくりを支援する体制を整備し、地域づくり団体等が行う公益的活動を支援するなど、地域が自主的に地域活性化のために行う活動支援を継続する。

人口減少や高齢化が進む単独の集落単位では限界があるため、基幹集落を中心に複数集落をネットワーク化する「集落ネットワーク圏」の形成や、地域住民や行政だけではなく、大学や地域づくり団体といった多様な主体、集落支援員、地域おこし協力隊など外部の人材、U I Jターン者なども参画する体制を整え、地域の課題解決に向けて取り組んでいく。

さらに、特定空き家等の危険な空き家対策として解体除却を支援していくとともに、地域の活動を牽引するリーダーの育成を図り、地域づくりに興味を持つ人たちが参加しやすいネットワークづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 基金積立 (3) その他			

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と課題

本市には、13世紀初めから15世紀前半まで北日本における日本海交通の拠点港として発展、繁栄した十三湊遺跡があり、その遺跡の大半は開発されず良好に保存され、周辺にも山王坊遺跡等の関連遺跡が豊富に分布し、往事の景観を残している。また、表11のとおり有形文化財や民俗芸能など地域住民が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財も豊富に存在する。

これらの文化財は、先人たちが守り受け継いできた地域の宝であり、太宰治の生家として有名な「旧津島家住宅（太宰治記念館「斜陽館」）」は、貴重な文化遺産に直接触れることができ、その魅力を全国に発信し郷土の誇りとなっている。一方で、本市には年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能といった多くの個性ある伝統文化が集落ごとに残っていたが、集落の高齢化と少子化、地域コミュニティの中心であった小中学校の統廃合が進んだことにより、指導者や担い手が減少し、衰退の度合いを強めている。そのため、地域における指導者や担い手の確保のほか練習・発表の場の確保など、その保存・伝承に関する支援体制の構築が課題となっている。

表 11 五所川原市の指定文化財・国登録有形文化財

令和6年度末現在

指定区分	種別	名称	指定・登録年月日
国	重要文化財 建造物	旧平山家住宅主屋・表門	昭和53年 1月21日
	重要文化財 建造物	旧津島家住宅主屋、文庫蔵、中の蔵、米蔵、煉瓦塀	平成16年12月10日
	史跡	五所川原須恵器窯跡	平成16年 9月30日
	史跡	十三湊遺跡	平成17年 7月14日
	史跡	山王坊遺跡	平成29年 2月 9日
	特別天然記念物	カモシカ	昭和30年 2月15日
県	県重宝 建造物	飯詰八幡宮本殿	平成 6年 1月21日
	県重宝 工芸品	梵鐘	昭和37年11月16日
	県無形民俗文化財	浅井獅子（鹿）踊	昭和37年 1月12日
	県無形民俗文化財	嘉瀬奴踊	昭和44年12月15日
	県無形民俗文化財	金木さなぶり荒馬踊	昭和56年 9月26日
	県無形民俗文化財	相内の虫送り	平成23年 4月 6日
	県天然記念物	十三湖の白鳥	昭和35年 3月26日
	県天然記念物	金木町玉鹿石	昭和55年 1月24日
市	天然記念物	ホロムイイチゴ	昭和50年 8月27日
	天然記念物	磯松の一本松	平成13年 3月 2日
	有形文化財 史跡	川倉賽の河原地蔵尊	昭和57年 8月10日
	有形文化財 史跡	毛内翁土功之碑	平成12年11月 2日
	有形文化財 史跡	伊勢海利助追慕碑	平成12年11月 2日
	史跡	五月女菴遺跡	平成29年 7月20日
	有形文化財 建造物	楠美家住宅	平成12年11月 2日
	有形文化財 建造物	妙竜寺七面大明神宮殿	平成13年12月20日
	有形文化財	十三・湊迎寺の五輪塔	平成13年 3月 2日
	有形文化財	相内・蓮華庵の板碑	平成13年 3月 2日
	有形文化財	岩偶	平成30年10月25日
	有形文化財	人面型浅鉢	平成30年10月25日
	有形文化財	三縞こぎん	令和 4年 1月26日
	有形文化財	千立山願昌寺念仏供養塔	令和 5年 3月20日
	有形文化財	御郡中惣絵図	令和 5年 3月20日

指定区分	種別	名称	指定・登録年月日
	無形文化財 民俗	虫おくり	平成 4 年 6 月 8 日
	無形文化財 民俗	五所川原甚句	平成 13 年 12 月 20 日
市	無形文化財 民俗	五所川原立佞武多	平成 22 年 12 月 22 日
	無形文化財 民俗	飯詰獅子舞	平成 29 年 7 月 20 日
	無形文化財 民俗	飯詰稻荷神社裸参り	平成 30 年 10 月 25 日
	無形文化財 芸芸	漆川獅子舞	平成 12 年 11 月 2 日
	無形文化財	相内の坊様踊り	平成 14 年 2 月 28 日
	無形文化財	十三の砂山踊り	平成 14 年 2 月 28 日
	国登録有形文化財（登録）		旧西沢家住宅主屋
		阿部家住宅主屋・文庫蔵	平成 26 年 4 月 25 日
		津軽鉄道旧芦野公園駅本屋	平成 26 年 12 月 19 日

（資料：社会教育課）

（２）その対策

文化財を適切に保存・活用するためには、その歴史文化の成り立ちや価値を理解していくことが重要であることから、その周知方法として、文化財ガイドブックの作成、文化財に関する企画展や講演会といった各種事業を実施し、文化財をより身近で貴重なものと感じるように文化財保護の意識向上に努めていく。また、市内に点在する埋蔵文化財については、開発工事等必要に応じて発掘調査を実施し、斜陽館をはじめとした建造物についても適切な保存、整備とその活用を図っていく。

本市の伝統芸能については、地域住民が自発的に途絶えていた伝統芸能を復活させた浅井獅子（鹿）踊など、指導者や担い手が減少する中でも時代を担う新たな後継者の育成を図っている団体もあり、地域住民の自主的な芸術文化活動の振興のための支援を行うほか、地域住民が音楽や舞台公演などの多様な芸術文化に触れることができる「ふるさと交流圏民センター」といった文化振興のための施設等の整備に努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や集約化を行うものとする。

（３）計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 基金積立 (3) その他	地域文化振興施設改修事業 旧金木歴史民俗資料館、旧平山家住宅、太宰治記念館、ふるさと交流圏民センター等	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画では、施設類型毎の管理に関する基本的方針として、文化施設は「ふるさと交流圏民センターは利用率が低いものの、圏域で唯一の音楽ホールを備えた文化施設であることから、必要に応じて改修しつつ、施設利用率を向上させるマネジメントを実施する。合わせて、人口減少や利用需要の変化を見据え、将来的な施設の存続や民間移譲について検討する。」とし、博物館等は「文化や歴史の振興・保存の観点を踏まえつつ、施設の廃止、統合、複合化、民間移譲などについて検討する。」としている。

本計画では、(2) その対策にもあるとおり、市公共施設等総合管理計画と整合性を図り、施設の長寿命化や集約化を行うとしていることから、本計画は市公共施設等総合管理計画に適合している。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と課題

地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けて、国では二酸化炭素排出量を 2030 年までに 2013 年比 46%削減という目標を設定しており、また、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「カーボンニュートラル」の実現も目指している。

本市においても、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をしているほか、令和 7 年度には、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地域の自然的・社会的条件に応じた脱炭素の取組を推進することとしている。

再生可能エネルギー事業の推進は、循環型社会の形成のみならず地域の雇用の確保や地域の活性化など、その経済効果による地域振興にも寄与することから、当地域の特性を生かしながら、太陽光や風力といった再生可能エネルギー活用の推進により、自立的発展をめざしていく必要がある。

(2) その対策

①省エネルギーの推進

広報・啓発活動等を通じて、市民や事業所等の省エネルギー意識の醸成や省エネルギーにつながる対策・行動等の周知を図るとともに、庁舎をはじめとする公共施設にエネルギー効率の高い機器の導入を計画的に推進する。

②再生可能エネルギーの活用促進

公共施設への太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、広く市民に対し再生可能エネルギーの活用促進に向けた啓発活動や、再生可能エネルギー設備の導入支援を実施する。

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例に基づき、自然環境や地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設 (2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立 (3)その他			

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>地域公共交通活性化事業 【事業の概要】 住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを提供する。 【事業の必要性】 将来にわたって持続性と利便性を兼ね備えた各地域の公共交通網を確保し、過疎地域においても誰もが住みやすいまちづくりを推進する必要があるため。 【事業の効果】 交通空白地の解消による買い物・通院など生活に必要な足の維持確保につながる。</p>	市、市地域 公共交通活性化協議会	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<p>公共施設等配置適正化事業 【事業の概要】 消防屯所として使用していた施設であるが、老朽化により別屯所へ機能を移しており、現在は使用されておらず、今後の利用予定もないため除却する。 【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく、転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。 【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、地域住民の安全安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>	市	
	その他	<p>公共施設等配置適正化事業 【事業の概要】 ・長者森平和公園公衆トイレ 建築から45年以上経過し、老朽化が進んでいるため除却する。 ・公営住宅 老朽化が著しく耐震基準を満たしていない市営住宅を除却する。 【事業の必要性】 上記の建物は、いずれも老朽化が著しく、転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。 【事業の効果】 地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全安</p>	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p> <p>医師確保対策事業 【事業の概要】 つがる西北五広域連合で実施する医師確保対策に要する経費について、負担金を拠出する。 【事業の必要性】 西北五地域は県内の他圏域と比較しても医師が少なく、過酷な労働環境の改善に至っていない状況であり、より良い労働条件の整備と勤務環境の改善が必要不可欠である。 【事業の効果】 勤務医の定着を図ることで、質の高い地域医療の確保につながる。</p>	つがる西北五広域連合	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	<p>図書館サービス環境整備事業(移動図書館車購入、図書館システム更新) 【事業概要】 市内小中学校の児童・生徒に多様な資料及び図書館サービスを届けるために、定期的に訪問する移動図書館車を導入する。また、ICTを活用し分館から本館といった遠隔地でも調査相談等が可能な図書館システムへと更新する。 【事業の必要性】 人口減少と高齢化に伴い、図書館サービスや生涯学習支援そのものの在り方も変化が必要となってきた。 【事業の効果】 人口減少や少子高齢化社会に伴う諸課題に対応した持続的な図書館サービスの提供体制が構築される。</p>	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	<p>公共施設等配置適正化事業</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関連施設（高等看護学院） 老朽化が進んでいる学校教育関連施設を除却する。 ・集会施設（戸沢集会所、元町集会所、金山集会所、姥范集会所、川倉集会所、旭ヶ丘集会所、蒔田集会所、雲雀野集会所、嘉瀬西部コミセン） 老朽化が進んでいる集会施設を除却する。 ・金木公民館 建築から50年以上経過し、建物の老朽化が著しく、転用は見込めないため除却する。 ・公園施設（狼野長根公園、津軽フラワーセンター、大沼公園、ひまわり児童公園、菊ヶ丘運動公園、不動公園、旭町児童遊園地、平和町児童公園、ふじまき児童公園、かまや児童公園、とがわ児童公園、ひなた児童公園、北部公園、堺野沢ため池公園、芦野公園） 老朽化が進んでいる公園施設を除却する。 ・その他施設 （旧若山地区消防屯所、旧浅井消防屯所、旧毘沙門小学校、旧市民プール、旧戸沢消防屯所、旧勤労青少年ホーム） 老朽化が進んでいるその他施設を除却する。 <p>【事業の必要性】</p> <p>上記の建物は、いずれも老朽化が著しく転用など再活用が見込めず、放置することにより、地域住民に危険を及ぼし周辺の景観を損なうおそれがあるため、計画的に除却していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域住民に危険を及ぼすおそれのある建物を除却することで、住民の安全安心な生活環境が維持され、良好な景観の保護にもつながる。</p>	市	

※施策の効果が将来に及ぶことの説明

・公共施設等配置適正化事業

老朽化した危険建物を除却することで、将来にわたり、近隣住民の安全安心な生活環境を維持することができるとともに、自然や文化と調和した街並みの景観を保護することができることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。

・地域公共交通活性化事業

日常生活に必要な不可欠な移動手段を確保することで、過疎地域においても、住民が自らの地域に暮らし続けることのできる持続的な地域社会の実現を図ることができることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。

・医師確保対策事業

より良い労働条件の整備、勤務環境の改善等を行い勤務医の定着を図ることで、本市のみならず、つがる西北五圏域全域の医療の拠点として、質の高い地域医療を提供することができることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。

- ・図書館サービス環境整備事業

ICTを活用し分館から本館といった遠隔地でも調査相談等が可能な図書館システムへと更新することで、人口減少や少子高齢化社会に伴う諸課題に対応した持続的な図書館サービスの提供体制が構築されることから、本事業は地域の持続的発展に資するものである。